

中瀬小学校他2校（中瀬小学校・依那古小学校・壬生野小学校） 新給食センター—配送校給食室改修工事（令和1年夏工事）設計図

＜図面リスト＞											
										SCALEはA2サイズ打ち出し時の縮尺 (A3サイズでの打ち出し時は71%縮小)	
NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE
＜建築主体＞											
＜共通＞			＜改修＞			＜仮設＞					
A-01	改修特記仕様書(1)	NS	A-07	全体配置図	1/400	A-16	仮設計画図	1/150			
A-02	改修特記仕様書(2)	NS	A-08	現況部分配置図	1/150						
A-03	改修特記仕様書(3)	NS	A-09	改修前・改修後平面図	1/200						
A-04	改修特記仕様書(4)	NS	A-10	プラットフォーム計画図(1)	1/30						
A-05	改修特記仕様書(5)	NS	A-11	プラットフォーム計画図(2)	1/30						
A-06	解体特記仕様書	NS	A-12	プラットフォーム計画図(3)	1/30						
			A-13	プラットフォームシェルター参考図	1/50 1/10						
			A-14	建具改修計画図	1/100 1/50						
			A-15	外構改修計画図	1/100						
＜図面リスト＞											
										SCALEはA2サイズ打ち出し時の縮尺 (A3サイズでの打ち出し時は71%縮小)	
NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE
＜建築主体＞											
			＜依那古小学校＞			＜壬生野小学校＞			＜電気＞		
			A-17	配置図	1/500	A-23	全体配置図	1/400	E-01	電気設備工事 特記仕様書	NS
			A-18	改修前・改修後平面図	1/200	A-24	現況部分配置図	1/150			
			A-19	プラットフォーム計画図(1)	1/50	A-25	改修前・改修後平面図	1/150	＜壬生野小学校＞		
			A-20	プラットフォーム計画図(2)	1/30	A-26	給食室 改修計画図(改修前)	1/50	E-02	移設電気設備図	1/100
			A-21	建具改修計画図	1/100 1/50	A-27	給食室 改修計画図(改修後)	1/50			
			A-22	仮設計画図	1/150	A-28	建具改修計画図	1/100 1/60			
						A-29	搬入用スロープ計画図	1/100			
						A-30	搬入用スロープ重力式擁壁構造図	1/60 1/20			
						A-31	仮設計画図	1/150			

改修工事特記仕様書			
<p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(別 . . .)は、(5. 3. 7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。</p> <p>部分完成 ・無 ○有 (各校厨房内部) 部分引渡し ・無 ○有 (上記箇所について令和元年8月27日までには発注者の仮検査を受けること)</p> <p>1. 保険及び保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事保険 (保険証の写しを提出) ・請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・管理財物担保特約に加入のこと) ・法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出) <p>2. 建設共済等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業退職金共済制度 当初請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。共済証紙購入額 契約金額の1.7/1000以上 <p>なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>	<p>⑦交通安全管理</p> <p>交通誘導員 ※配置する 1名以上(大型車両等の出入時) ・配置しない (1. 3. 8) ※中瀬小学校は常時1名を配置すること。</p> <p>⑧建築材料等</p> <p>※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。 (1. 4. 5) () <p>⑨化学物質を発散する建築材料等</p> <p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1) から5) を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 <ol style="list-style-type: none"> a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 <p>第三種</p> <ol style="list-style-type: none"> ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのEo規格品 ④旧J A SのFco規格品 <p>⑩特別な材料の工法</p> <p>標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>⑪技能士</p> <p>※適用する ・適用しない (1. 5. 2) ※鉄筋施工 ※型枠施工 ・鉄工 ・石材施工 ・ALCパネル施工 ※防水施工 ・タイル張り ・建築大工 ・建築板金 ・左官 ※塗装 ・建具製作 ※サッシ施工 ※内装仕上げ施工 ・造園</p> <p>⑫施工の立ち会い等</p> <p>下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。 (1. 5. 7) ・杭打作業中 ・鉄骨製品検査 ・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ・基礎及び各階コンクリート打設時 ◎基礎及び各階配筋完了時 ・防水層の施工 ・組積の時 ◎仕上検査 (監督職員の指示による) ◎材料検査 (監督職員の指示による) ◎完成確認 (中間完成を含む) ◎製品検査 (監督職員の指示による) ◎ベンチマーク ◎竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。</p> <p>13 化学物質の濃度測定</p> <p>施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン (1. 5. 9)パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パンプ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う (改修部分のみ) ◎行わない 測定対象室 ・図示 ・内部改修を行う室 測定箇所数 ・図示 ・箇所 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置</p>	<p>⑭完成図等</p> <p>◎作成する ・作成しない (1. 7. 1~3) (表1. 7. 1) 種類 ※標仕 表1. 7. 1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・</p> <p>※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保安に関する資料 提出部数 ※2部 ・</p> <p>⑮記録</p> <p>工事記録については下記による。(A4版) ※以下一式(工事写真の撮り方 建築編 に準拠する) ※工事着工前 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ・手札版 ()部 ・カラーキャビネ版 ()部 ・専門家撮影、アルバム編集の上提出 ()部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。 ・電子データとし、CD-Rにて提出 ()部 ・監督職員の指示による ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。</p> <p>⑯現況復旧</p> <p>工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げとも在来にならない補修する。</p> <p>⑰設備工事との取合い</p> <p>設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の型枠及びそれらの補強 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・</p> <p>⑱設計GL</p> <p>※図示のベンチマーク(B. M) mm (現状地盤はB. M mm) ※工事着手前に監督職員の確認を必ず行うこと。</p> <p>⑲社内検査報告書</p> <p>工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。</p> <p>⑳完成引渡し後の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑕疵期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会って工事事務の瑕疵点検を実施する。 <p>㉑随時検査</p> <p>発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。</p> <p>㉒施工体制台帳の提出</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。</p>	<p>①災害及び公害の防止</p> <p>※「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。(3. 1. 3)</p> <p>②根切り</p> <p>工事に先立ち必要と思われる埋設物等の調査を行う。(3. 2. 1)</p> <p>③埋め戻し及び盛土</p> <p>種別 (3. 2. 3) (表3. 2. 1.) ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 建設発生土受け入れ量 m³ 発生場所 ()</p> <p>④建設発生土の処理</p> <p>※構外搬出適切処理 (3. 2. 5) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 () ・構外指示の場所に処分 搬出調書等を提出する。 受入れ施設名・場所 () 仮置場所 () ※建設発生土(50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p>
<p>1 章 一般共通事項</p> <p>①適用基準等</p> <p>※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ※工事写真の撮り方(平成24年版)建築編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>②工事実績情報の登録</p> <p>※請負金額が500万以上は登録の手続きを行うこと。(1. 1. 4)</p> <p>③品質計画</p> <p>※建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。(1. 2. 2) 風速(Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ・30 cm ◎40 cm ・</p> <p>④電気保安技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する ○適用しない (1. 3. 3) <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする</p> <p>⑤施工条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工所用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・敷地外 (1. 3. 5) ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ・工事期間中は、施設利用者の安全に努めること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ・振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと。 ・サッシ改修およびそれに伴う厨房内部の工事期間は7/19~8/27とし、期間中に全て完了させること。 <p>⑥発生材の処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを要するもの() (1. 3. 11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物(・無 ・有) ・処理方法() <p>※ 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。</p>	<p>特記事項</p> <p>変更事項</p> <p>日付</p> <p>日付 19. 05. 07</p> <p>換図</p> <p>期満</p> <p>名称 中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)</p> <p>図名 共通 改修特記仕様書(1)</p> <p>図番 A-01</p> <p>縮尺</p> <p>換印</p>		

2章 仮設工事	①足場その他	内部足場 種別 ⊗脚立、足場板等 ・ 移動式足場 [2.2.1] 外部足場 種別 ⊗くさび緊結式（手すり先行工法） ・ [2.2.1] 防護シートによる養生 ・ 行わない ⊙行う 材料、撤去材等の運搬 ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・ 行う（図示）
	②養生その他	
	③仮設間仕切り	(a)設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1] 種別 下地 仕上材（厚さmm） 充てん材 塗装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板（※9.0 ） ※無し ・B種 ・木下地 ※せつこうボード（※9.5 ） 厚さ mm ・片面 ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ・合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り
	④監督職員事務所	・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] （ ・規模 m ² 程度 ・仕上げ：床 、壁 、天井 程度）
	⑤工事用水	構内既存の施設 ※利用できる ⊙有償 ・無償） ・利用できない
	⑥工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる ⊙有償 ・無償） ・利用できない
	⑦工事用便所	構内既存の施設 ・利用できる（ ・有償 ・無償） ※利用できない
3章 防水改修工事	1 既存下地の補修及び処置	※図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない
	2 アスファルト防水	[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製（L-30x15x2.0程度） 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所 改修用ドレン ※設ける（ 箇所）※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b（スキンあり） 厚さ（mm） ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ※A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号 厚さ（mm） ※35 乾式保護材 製造所の仕様による ・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 仕上塗装（P2A、M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI、工法） ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識 ※設ける ・設けない
	3 改質アスファルトシート防水	[表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類（厚さmm） 仕上げ塗料等 仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所 露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 施工標識 ※設ける ・設けない
	4 合成高分子系ルーフィングシート防水	[表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類（厚さmm） 仕上げ塗料等 仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ [3.5.2] 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所 機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ・ ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2種 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b ・A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号 ・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 接着工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ・ 上記断熱材のほか ・ポリエチレンフォーム保温材 ・A種ポリエチレンフォーム保温材 改修用ドレン ※設ける（ 箇所） ・設けない ※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製 施工標識 ※設ける ・設けない

5 塗膜防水	[表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上げ塗料等			
	仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去（L4X工法） ・除去する [3.2.6] 脱気装置（S4S工法及びS3S工法） ・設けない ・設ける 施工標識 ※設ける ・設けない			
	6 保証期間 防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。			
	⑦シーリング ⊙シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2] ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1] ※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする 施工箇所 シーリング材の種類（記号） 建具廻り MS-2 水廻り SR-1 シーリングの試験 ※行わない ・行う（※簡易接着性試験 ・引張接着性試験）			
⑧樋	材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ⊙硬質ポリ塩化カーボン管（VP） [3.8.2(a)] とい受け金物 ※SUS製 ・亜鉛メッキ製 ルーフトレン ※改修標仕表 3.8.2を標準とする ・図示による [3.8.2(b)][表3.8.2] [3.9.2]			
	9 アルミニウム製笠木 表面処理 ・A-1種 ※B-1種			
4章 外壁改修工事	1 施工数量調査 調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 [1.5.2] 調査内容 ひび割れ（0.2mm以上）の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 調査報告書の部数 ※1部 [4.1.4~5]			
	②改修工法の種類 外壁の種類 種類 改修工法 ・コンクリート ・ひび割れ部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 打放し仕上げ ・欠損部 ※充填工法 ・モルタル塗り ・ひび割れ部 ※樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 仕上げ ・欠損部 ・充填工法 ・モルタル塗替工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・目地 ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法 ⊙塗り仕上げ ・薄付け仕上塗材塗り ⊙可とう形改修用仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・各種塗料塗り ・複層仕上塗材塗り ・マチック塗材塗り			
	3 ひび割れ部改修工法 ・樹脂注入工法（ ・モルタル面 ・躯体コンクリート面） [4.1.4][4.3.4] 注入工法の種類 ひび割れ幅（mm） 注入間隔（mm） 注入量（cc/m） 備考 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 ※200~300 ※ ・手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 ※50~100 ※40 ・ 0.3以上~0.5未満 ※100~200 ※70 ・ ・機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上~1.0未満 ※150~250 ※130 ・ 注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形） 検査（コア抜き） ※行わない ・行う（抜き部の補修方法： ） ・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5] 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない ・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂			

4 欠損部改修工法	※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル（ ・モルタル面 ・コンクリート面 ・C/B面） ・エポキシ樹脂モルタル（ ） ・モルタル塗替工法（改修標仕4.2.2(g)による）				
	5 浮き部改修工法 [4.1.4][4.4.10~4.4.15][表4.4.3][表4.4.4] 改修工法の種類 アンカーピンの本数（本/m ² ） 注入口の箇所数（箇所/m ² ） 充てん量 （モルタルを撤去しない場合） 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※16 ※25 ※25ml ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ・25ml ※50ml ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※25ml ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml ・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml ※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピン [4.2.2] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm				
⑥既存塗膜等の除去及び地下処理	既存塗膜劣化部の除去及び地下処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・ ひび割れ部改修工法 ⊙高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・ 浮き部改修工法 ・塗膜はく離工法 ※既存仕上面全体 ・ 欠損部改修工法 ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 地下調整材 [4.2.2][4.6.3] ※地下調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用				
	⑦仕上げ塗り材仕上げ 種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5] 種類 呼び名 仕上げの形状 ・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材E ・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・凹凸状 ・複層仕上塗材 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 上塗材 ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RS 水系アクリル 水系アクリルシリコン 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う				
8 設計数量	⊙軒天用軽量骨材 仕上塗材 ⊙吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材 ⊙砂壁用 ・平坦状				
	外壁部位 種類 工法 数量 備考 ・コンクリート打放し面 ・ひび割れ ※Uカットシール材充填工法 m ・欠損部 ※エポキシ樹脂モルタル充填工法 箇所 ・モルタル塗り仕上げ面 ・ひび割れ ※Uカットシール材充填工法 m ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 m ・欠損部 ※充填工法 m ・浮き部 ※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 m ² ※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。				

特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事（令和1年夏工事）	図面番号	A-02
		検印		備考	共通	縮尺	検印
		担当		改修特記仕様書（2）			

5章 建具 改修工事	①改修工法	○かぶせ工法 ○撤去工法 (○引き抜き工法 ○はつり工法)	[5.1.3]
	2 見本の製作等	・建具見本の製作 ・特殊な建具の仮組	[5.1.5]
	③アルミニウム製建具	外部に面する建具(フロントサッシは除く)	[5.2.2][表5.2.1]
		種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所	
		○A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※図示	
		・B種 S-5	
		・C種 S-6 A-4 W-5 ・100	
		表面処理 ※B-1種 ・B-2種(※ﾌﾞﾛｽ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶｰ)	[5.2.4][表5.2.2]
		内部建具 表面処理 ※C-1又はB-1種 ・C-2又はB-2種(※ﾌﾞﾛｽ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶｰ)	[5.2.4][表5.2.2]
		※D種(※ﾌﾞﾗｯｸ)	
	④網戸	防虫網	[5.2.3]
		網の種類 ○ステンレス(SUS316)製 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製	
		形式 ※可動式 ・固定式	
	5 樹脂製建具	外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による)	[5.3.2][表5.3.1]
	種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所		
	・A種 S-4		
	・B種 S-5		
	・C種 S-6 A-4 W-5 ※70 ※図示		
	・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種	[5.3.2][表5.3.2]	
	・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種	[5.3.2][表5.3.3]	
6 鋼製建具	簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない	[5.4.1]	
7 鋼製軽量建具	品質規格 ※改修仕様表5.5.1による ・製造所標準仕様による	[5.5.2][5.5.4]	
	簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない		
8 ステンレス製建具	表面仕上げ ・H-L仕上げ ・鏡面仕上げ	[5.6.2][5.6.4]	
	曲げ加工 ・普通まげ ・角出しまげ		
	簡易気密型ドア ・使用する ・使用しない		
⑨建具用金物	マスターキー ・製作する ○製作しない(既設マスター合わせ)	[5.7.4]	
	モノロック ゴール(UH) 美和ロック(U9HK)		
	シリンドー箱錠 ゴール(AS) 美和ロック(U9HK, MA, LH, LA)		
	シリンドー本締り錠 ゴール(HD) 美和ロック(U9BH, DA)		
	ドアクローザー ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)		
	フロアヒンジ 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リヨービ		
	ヒンジクローザー 大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造		
	リヨービ、デンセイオートテック		
	押板、取手 樹建工業、ユニオン		
10 自動ドア開閉装置	開閉方法 ・スライディングドア ・スイングドア	[5.8.2][5.8.3][表5.8.1~5.8.3]	
	センサーの種類 ・マットスイッチ ・光線スイッチ ・熱線スイッチ		
11 自閉式上吊り引戸装置	品質規格 ・改修仕様表5.9.3による	[5.9.3][表5.9.1]	
	・製造所標準仕様による		
12 重量シャッター	種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター	[5.10.2][表5.10.1]	
	・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター		
	開閉機能 ・上部電動式(手動併用) ・上部手動式	[5.10.2]	
	スラット 材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板	[5.10.3]	
	形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	[5.11.4]	
	シャッターケース(防火・防煙以外のもの) ・設ける ・設けない		
	危害防止機構 ・障害物感知装置(自動閉鎖型)		
	・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの		
	耐風圧性能 () N/m ² (一般重量・外壁用防火のもの)		
13 軽量シャッター	開閉形式 ・手動式 ・上部電動式(手動併用)	[5.11.2][表5.11.1]	
	スラット 材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板	[5.11.3]	
	形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	[5.11.4]	
	耐風圧性能 () N/m ²		
14 その他のシャッター	・オーバーヘッドドア ・リンググリルシャッター		

6章 内装 改修工事	⑮ガラス	種類・厚さ ※ 建具表による	[5.13.2]
	⑯ガラスの留め材	種別(区分は図示による) ※シーリング材(SR-1, シリコン系, 9030G) ・ガスケット	[5.13.2][表5.13.1]
	⑰ガラス用フィルム	品質は、JIS A5759による ※熱線遮断用フィルム 種類(・第2種) 張り面(※内張 ・外張) 性能値 ※層間変位試験に適合するもの(B法)	
	①改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲	[6.1.3]
		※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲	
		天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲	
		※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示による範囲	
		天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲	
		※既存のまま ・図示による範囲	
	2 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の撤去 ・仕上げ材のみ(接着剤とも)	[6.2.2]
		・下地モルタルとも(※図示の範囲 ・除去範囲全て)	
		改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・図示	
		合成樹脂塗りの床の除去 ・機械的除去工法 ・目荒工法	
		間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修	[4.4.9][6.3.2]
	※図示 ・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強 ・行う ・行わない)		
4 木下地等	表面の仕上がり ・A種 ○B種 ・C種	[6.5.1][表6.5.1]	
	木材の含水率 ※A種 ・B種	[6.5.2][表6.5.2]	
	木材の品質 ※改修仕様表6.5.2による ・市販品	[6.5.2][表6.5.3]	
	樹種 構造材 ※杉 ・松 ・ひのき		
	造作材 ※杉 ・松 ・ひのき		
	代用樹種 ※改修仕様表6.5.4による	[6.5.2][表6.5.4]	
	・代用樹種を適用しない箇所()		
	防蟻処理 ※行わない ・行う(箇所一 際根太、畳下床組)		
	木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。		
	※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。		
5 集成材等	集成材の材質 ※6.5.2(b)による ・		
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種		
	集成材の等級		
	品名 規格・品質 芯材の樹種 施工箇所		
	・集成材 ・一般材 ・たも ・なら ・しおじ 休憩室上り框		
	・構造用集成材 ・1種 ・2種 ・		
	・造作用集成材 ・1等 ・2等 ・		
	・化粧ばり造作 ・1等 ・2等 ・針葉樹単一樹種		
	用集成材 ・		
⑯接着剤	※本工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	[6.5.2]	
	※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤の	[6.8.2][6.14.2]	
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種		
7 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床	[表6.5.10]	
	下張り用床板		
	・無し		
	・有り ・合板張り ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外		
	・単層フローリング(標仕19.5.2による)		
	床板 ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種		
	・縁甲板 ・ひのき		
8 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内(※19形 ・25形) 屋外(※25形 ・19形)	[6.6.2][表6.6.1]	
	既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない	[6.6.4]	
	あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない		
	耐震補強 ・行う(図示)		
	屋外軒天井及びピロティ天井補強 ・図示		
9 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示		
10 ビニル床シート	工法 ※熱溶接工法 ・突付け(施工箇所)	[6.8.2][6.8.3]	
	種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) 備考		
	※発泡層のないもの ※F S ・無地 ※マーブル柄 ・2.5 ※2.0		
	・防汚性ビニル床シート	・2.5 ※2.0	
	接着材 ※改修仕様表6.8.1による ・エポキシ樹脂系		

11 12 13 14 15 16 17 18	11 ビニル床タイル	[6.8.2]			
		種類	JISの記号	厚さ(mm)	備考
		※単層ビニル床タイル	T T	※2.0	
		・複層ビニル床タイル	F T	・	
		・コンポジションビニル床タイル	K T	・	
		接着材 ※改修仕様表6.8.1による ・エポキシ樹脂系			
	12 帯電防止ビニル床タイル	[6.8.2]			
		種類	厚さ(mm)	性能	
		※単層ビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値 1.0x10 ⁹ Ω以下又は	
		・複層ビニル床タイル		漏えい抵抗値 1.0x10 ¹⁰ Ω以下	
		・コンポジションビニル床タイル			
	13 誘導用及び注意喚起用床材	[6.8.2]			
		視覚障害者用床タイル	寸法(mm)	施工箇所	
		・塩化ビニル製	※300x300		
	・レジンコンクリート製	・			
	・磁器又はせっ器質タイル	・			
⑰ビニル幅木	高さ(mm) ・60 ※75 ・100				
15 カーペット敷き	[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]				
	・織じゅうたん	バイル形状	色柄等	備考	
	・A種 ・カットバイル		※無地		
	・B種 ・ループバイル		・柄物(標準品)		
	・C種 ・カット、ループバイル併用		・		
	耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・				
	・タフテッドカーペット	バイル長(mm)	工法	帯電性	
	バイル形状	※5~7	※全面接着工法	人体帯電圧	
	・カットバイル		・グリッパー工法	※3kV以下	
	・ループバイル	※4~6	・		
	・カット、ループバイル併用	・	・		
	耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・				
	・タイルカーペット	種類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
	バイル形状	※第一種	※500x500	※6.5	
	・ループバイル	・第二種	・		
	・カットバイル				
	・カット、ループ併用				
	下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm				
16 合成樹脂塗床	[6.10.3][表6.10.4~表6.10.8]				
	・弾性ウレタン塗床材 ※平滑仕上げ ・防汚仕上げ ・つや消し仕上げ				
	・エポキシ樹脂塗床材 ※薄膜流し展べ仕上げ ・防汚仕上げ				
	・厚膜流し展べ仕上げ(※平滑 ・防汚)				
	・樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・防汚)				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種				
17 フローリング張り	[6.11.2~6.11.7][表6.11.1~表6.11.4]				
	種別	樹種	工法	塗装	
	・天然木化粧複合フローリング	・なら	・釘止め工法(C種)	・塗装品 t2(一種)以上	
	・単層フローリング	・ひのき	・接着工法	・無塗装品	
	・モザイクパーケット張り				
	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種				
18 畳敷き	種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(K T-Ⅲ)			[6.12.2][表6.12.1]	

特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-03
		棟名		図名	共通 改修特記仕様書(3)	縮尺	
		番地		縮尺		捺印	

⑱ せっこうボード
その他ボード張り

[6.13.2][表6.13.1]		
種類	JISの記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・15 ・20 ・25 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	無石棉 ※6 ・8 ・
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フットタイプ(※9(不燃) ・12 ・) ・凹凸タイプ(※12(不燃) ・15 ・19 ・)
○せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃) ・9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NG	9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(トランプ仕様)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
・シーリング石こうボード	GB-S	・12.5(不燃)
・化粧せっこうボード	GB-D	・12.5(不燃) ・9.5(準不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	・9.5
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による 厚さ1.2
・パーティクルボード		
・化粧けい酸カルシウム板	0.8FK	※6

合板類、繊維板、パーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 ※適用する ・適用しない

⑳ せっこうボードの
目地処理

[6.13.3][表6.13.5]		
目地処理の種類等	施工場所	備考
○継目処理工法	施工場所(塗装下地) ※ベベル目地処理	
・突付け工法	施工場所(天井(化粧石膏ボード))	
・目透し工法	施工場所(素地仕上(石膏ボード)、天井(ケイカル板))	

21 壁紙張り

[6.14.3]			
施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
保育室・乳児保育室	・AA級	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
上記以外の各室	・AA級	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びプラスター面の下地調整 ・RA種 ・RB種 ・RC種 [表7.2.5]
石こうボード及びその他ボード面の下地調整 ・RA種 ・RB種 ・RC種 [表7.2.7]
ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種

㉑ 磁器器質タイル張り

[6.16.3]										
タイルの種類		[6.16.3]								
施工箇所	形状寸法(mm)	用途による区分	耐凍害性		色調		うわぐすり		役物	
			無	有	標準	特注	無釉	施釉	無	有
テラス段鼻	60巾	・屋内 ○屋外	※	・	※	・	○	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き ※行わない ・行う()
内装タイル ・壁タイル接着剤張り ・改良積上げ張り [6.16.5][表6.16.5]

㉒ セルフレベリング

セルフレベリング材の種類 ・せっこう系 ※セメント系 [6.17.1][表6.17.1]
※厚み(10mm程度)

24 断熱材

[6.19.2][表6.19.3]			
種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・押出法 ポリスチレン フォーム 保温板	※2種b ※一般部	※25	※ノンフロンのも ・特定フロンを使用しないもの
・現場発泡断熱材	※断熱材補修部分 ・一般部	※25 ※15	ノンフロンタイプ ・HFCタイプ 難燃性・3級 ・2級 ・難燃材料相当品

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種

25 可動間仕切

[6.20.2.3]			
構造形式	ハネ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8)	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け
遮音性	・あり()	・なし	

26 フリーアクセス
フロア

27 移動間仕切り

28 トイレブース

29 階段滑り止め

30 黒板及び
ホワイトボード

31 ブラインド

32 カーテン

33 点検口

34 流し台ユニット

[6.20.2.2]				
施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
				・帯電防止床タイル ・タイルカーペット
製造所				
パネル表面材(・) 遮音性(・)				
パネル及び圧着装置の操作方法 (・)				
[6.20.2.4]				
パネル表面材 (・)				
脚部 ・幅木タイプ ・脚金物タイプ				
[6.20.2.5]				
材種 ・ステンレス製ビニルタイヤ入り (標20.2.6)				
寸法 ・幅 35mm ・取付け工法 ・接着工法 ・埋込み工法				
[6.20.2.8]				
黒板 (暗線入工場製作品) (標20.2.8)				
種類 ・ホーロー黒板 ・焼付け鋼製黒板 ・ホーロー白板(暗線入り)				
[6.20.2.12]				
・既存再使用する(養生方法) () [2.3.1][5.1.6]				
・新設する (標20.2.12)				
形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所	
・横型	・ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	・アルミニウム合金 ・25		
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100		
[6.20.2.14]				
・既存再使用する(養生方法:撤去および復旧) () [2.3.1][5.1.6]				
・新設する (標20.2.14)				
施工箇所	名称・品質	ひだの種類	形式	
便所(1)、便所(2)	シャワーカーテン ビニル製・はっ水加工品	・ひだなし ・片ひだ	・片引き ・引分け	
各保育室、乳児保育室(1才)	布地	・箱ひだ等	・片引き	
乳児室(0才)、休憩室、ロッカー室	仕上げ表による	・片ひだ	・引分け	
[6.20.2.15]				
防火加工 消防庁認定の ㉑ とする				
カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型				
カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・幅未満は使用しない				
暗幕用カーテンの召合せの重なりは、300mm以上とする				
[6.20.2.16]				
天井点検口 ※アルミニウム製 (・額縁タイプ ・目地タイプ)				
床点検口 ※アルミニウム製 ・受け枠(・)				
[6.20.2.17]				
種類	寸法	適用内容	規格・品質等	
流し台	・1200 ・1500 ・	トラップ付		
コンロ台	・600 ・700 ・	バックガード付		

7章 塗装改修工事

㉓ 材料一般

㉔ 下地調整

・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。				
・次の箇所を除き防火材料とする。()				
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 [7.1.3] ※規制対象外 ・第三種				
[7.2.1]				
RB種の場合の既存塗膜の除去範囲				
下地調整 [表7.2.1~表7.2.7]				
下地面の種類	下地調整の種類別	備考		
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種(不透明塗り)		
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種		
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規鋼製建具はRC種 新規鋼製建具以外はRA種		
モルタル、プラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種			
コンクリート及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種		
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規せっこうボードで目地 処理(継目処理)工法はRA種		
既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~表7.2.6]				
・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示)				

㉕ 錆止め塗料塗り

㉖ 合成樹脂調合
ペイント塗り(SOP)

5 フタル酸樹脂
エナメル塗り(FE)

6 アクリル樹脂系非水
分散形塗料(NAD)

㉗ 耐候性塗料塗り(DP)

8 つや有合成樹脂
エマルジョン
ペイント塗り(EP-G)

9 合成樹脂エマルシ
ンペイント塗り(EP)

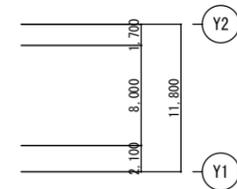
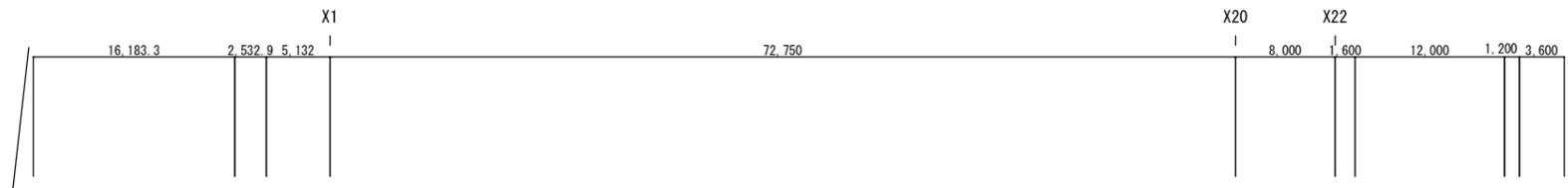
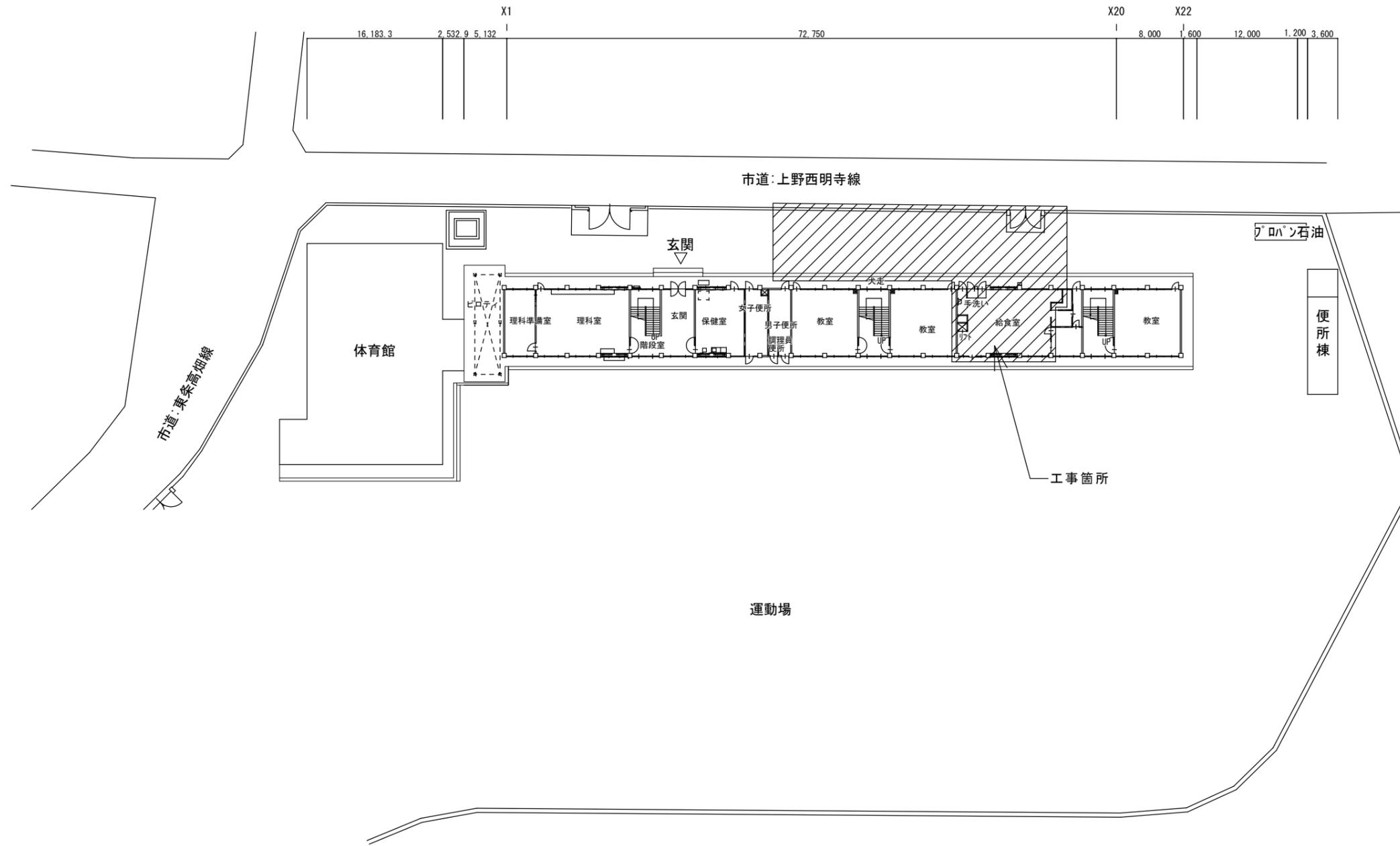
10 合成樹脂エマルジョン模
様塗料塗り(EP-T)

11 ウレタン樹脂
ワニス塗り(UC)

12 木材保護塗料塗り
(WP)

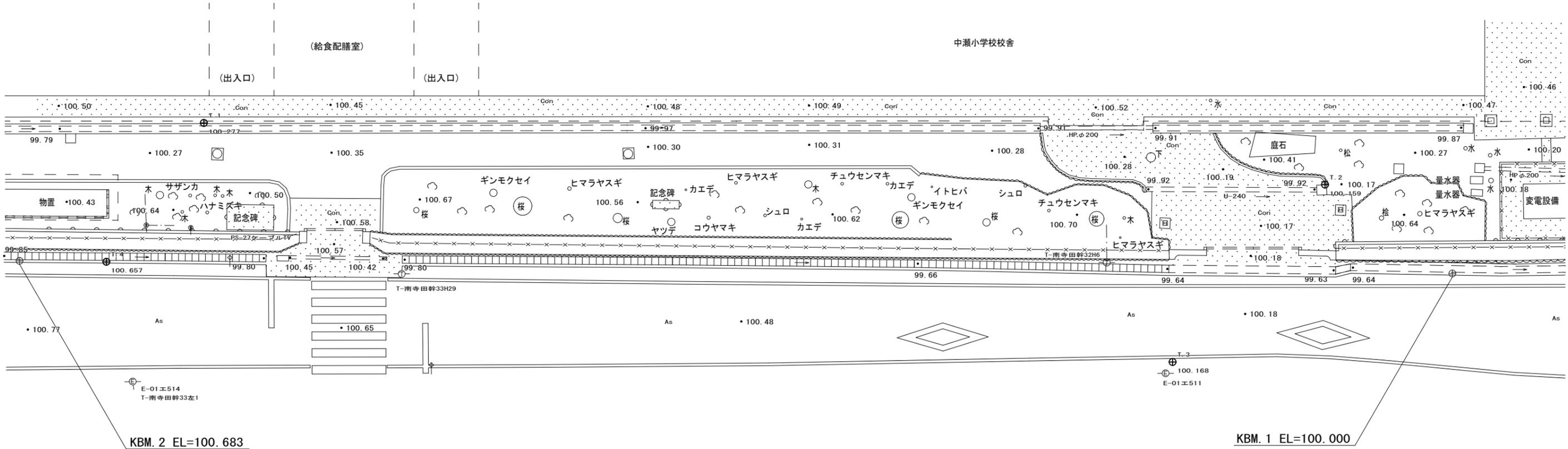
[7.3.1]		
塗料種別		
屋外 (※A種() ・B種) 屋内 (※A種 ・B種 ・C種)		
鉄鋼面E-P-Gの場合 (・A種 ※B種)		
塗り工法 [表7.3.3][表7.3.4]		
鉄鋼面塗り替えの場合の種類 ・A種 ・B種 ※C種		
亜鉛めっき面の塗りの種類 ・A種 ・B種 ※C種		
亜鉛めっき面E-P-G塗り替えの場合の種類 ・A種 ・B種 ※C種		
新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種類 ※標仕18.3.3による		
[7.4.1~7.4.5][表7.4.1][表7.4.2][表7.4.3]		
塗り工法		
下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※A種 ・B種 屋内 ※A種○B種) 塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・C種
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.3による
[7.6.2][表7.6.1]		
木部	種別(・A種 ※B種 ・C種)	[7.6.2][表7.6.1]
鉄鋼面、亜鉛めっき面	種別(・A種 ※B種 ・C種)	[7.6.3][表7.6.2]
[7.2.5][7.2.6]		
塗替えの場合の下地調整	・RA種 ※RB種 ・RC種	[7.2.5][7.2.6]
塗り工法の種類	・A種 ※B種	[7.7.2][表7.7.1]
[7.2.2][表7.2.1] ~ [7.2.7][表7.2.7]		
塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種		
○鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替はB種 (7.8.2)(表7.8.1)		
・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替はB種 (7.8.3)(表7.8.2)		
上塗種別		
・ JISK5659(1級) ふっ素系樹脂塗料		
・ JISK5659(2級) シリコン系樹脂塗料		
○ JISK5659(3級) ポリウレタン系樹脂塗料		
○コンクリート面、押出成型セメント板面		
工法は、表7.8.3 種別は(・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ○C-1種 ・C-2種) (7.8.4)(表7.8.3)		
上塗種別		
・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級)		
・ JISK5658 主要原料 シリコン樹脂(2級)		
○ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)		
[7.9.2~7.9.5][表7.9.1~表7.9.4]		
下地の種類		塗り工法
コンクリート、モルタル、プラスター、その他ボード面	新規(・A種 ・B種)	塗替え(※B種 ・)
木部	新規(・A種 ・)	塗替え(※B種 ・)
鉄鋼面	新規(・A種 ・B種)	塗替え(※B種 ・)
亜鉛めっき鋼面	新規(・A種 ・B種)	塗替え(※B種 ・)
塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない		
[7.10.2][表7.10.1]		
塗り工法の種類	・A種 ・B種 ・C種	[7.10.2][表7.10.1]
[7.11.2][表7.11.1]		
新規の塗りの種別 ・A種 ・B種		
塗替えの場合		
既存塗膜 下地調整 種別		
合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り	・RB種	・A種
	・RC種	・C種
平滑な塗料塗り	・RB種	・A種 ・B種
	・RC種	・C-1種 ・C-2種
[7.12.2][表7.12.1]		
塗り工法の種類	・A種 ・B種	[7.12.2][表7.12.1]
塗料の種類	・1液形 ・2液形	
[7.15.2][表7.15.1]		
工法	・A種 ・B種	[7.15.2][表7.15.1]

9章 環境配慮 改修工事	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。		除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。	⑥ 路盤の構成及び仕上がり ・標仕22.3.2(G)は適用しない (22.3.2)(表22.3.2)
	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示		除去工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他 ()	⑦ アスファルト舗装 構成及び厚さ ○車道部の基層なし 基層 ー 表層 50mm (22.4.2) ・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm ・歩道部 基層 ー 表層 30mm 配合その他 (22.4.4) 加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.6) 基層 ・粗粒度アスファルト混合物(20) 表層 ※粗粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13)又は細粒度ギャップアスファルト混合物(13F) 試験練り ・行う ※行わない シールコート ・行う ※行わない (22.4.5) 切り取り試験 ・行う ※行わない (22.4.6) 平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度 アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ○行わない
	3 アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う(下表による) ・行わない 材料名 調査方法 1材料あたりの試料数 ※定性分析(3・) ※定量分析(※3・) ※定性分析(3・) ※定量分析(※3・) ※定性分析(3・) ※定量分析(※3・) ※定性分析(3・) ※定量分析(※3・)		官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない 外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要とする。 アスベスト粉じん濃度測定 ※行う(試験施工時) ・行わない [9.1.3] 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	⑧ コンクリート舗装 構成及び厚さ ※表22.5.1による ・図示による (22.5.2)(表22.5.1) コンクリート ※表22.5.2による ・図示による (22.5.3)(表22.5.2) 注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ (表22.5.3) 厚さの試験 ・行う ※行わない (22.5.6) 平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度
	4 アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3] 除去吹付け材 () 含有場所 () 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	6 アスベスト含有保温材等の除去	9 カラー舗装 構成及び厚さ ※表22.6.1による ・ (22.6.2)(表22.6.1) 舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物) ・常温系(・ニート工法 ・塗布工法) 車道部の基層 ・有り ※無し	
		測定時期 測定名称 測定場所 測定点(各施工箇所ごと) 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 セキュリティーゾーン入口 1点 空気の流れを確認 測定5 負圧・除じん装置の排出吹出し口(処理作業室外の場合) 1点 (注)2 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 - 処理作業後(隔離シート撤去前) 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気	7 アスベスト含有成形板の除去	10 透水性アスファルト舗装 厚さ ※歩道部30mm ・ (22.7.2) 平坦性 ※著しい不陸がないもの アスファルト ・歩道部 ※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1) 試験練り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	
		(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法	8 特記事項	11 ブロック系舗装 目地材 ※砂 ・モルタル (22.8.2) 舗石の基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装 平坦性 ※歩行に支障となる段差がない(3mm以下) 舗石の種類 ・形状 ・寸法 コンクリート平板の種類及び寸法 ・N300 ・ (22.8.3) インターロッキングブロック 材質 形状 普通 t=60 クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 表面加工 種類 寸法	
		表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法		12 砂利敷き 材料 ・A種(通路) ・B種(建物周囲その他) (22.9.2)	
	5 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材 () 含有場所 () 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による 外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法 足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。	舗装工事		
		測定3 測定1,2,4,6,7,8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5min 120min 210min 試料の透明化 アセトン・トリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さど直径比3:1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l	① 路床		
		作業場の隔離 ※行う ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う ・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。	② 路床土の支持力比試験	・遮断層 厚さ(mm) ・ 材料 ※川砂、海砂、良質な山砂 ・ (22.2.2) ・路床安定処理 厚さ(mm) ・ 添加材料の種類 ○盛土材料 種別 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1) ・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm ・ (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1) ・ジオテキスタイル 品質 (22.2.3)	
			③ 路床締固め度の試験	・行う(・乱した土 ・乱さない土) ・行わない (22.2.5)	
			④ 砂の粒度試験	○行わない ・行う (22.2.5)	
			⑤ 路盤材料	○行わない ・行う (22.2.5)	
				路盤の厚さ 車道部(※150 ・)mm 歩道部(※100 ・)mm (22.3.2) 種別及び呼び名 ※クラッシュランC-40又はクラッシュランスラグCS-40 再生クラッシュランRC-40 締固め度の検査 ※行う (箇所) ○行わない	
特記事項	変更事項				日付 19.05.07 名称 中瀬小学校他2校新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事) 図面番号 A-05 検査 図名 共通 備考 検印 理由 改修特記仕様書(5)



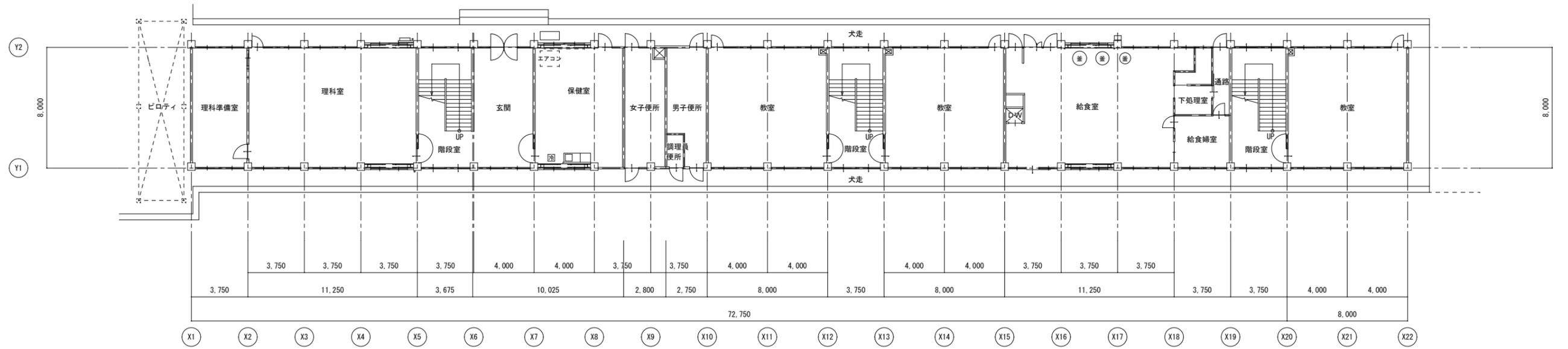
全体配置図 S = 1 / 400

特記事項	変更事項		日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-07
	日付		縮尺		原尺	縮小		
			担当者		縮尺	A3版 縮小 A2版 1/400	捺印	

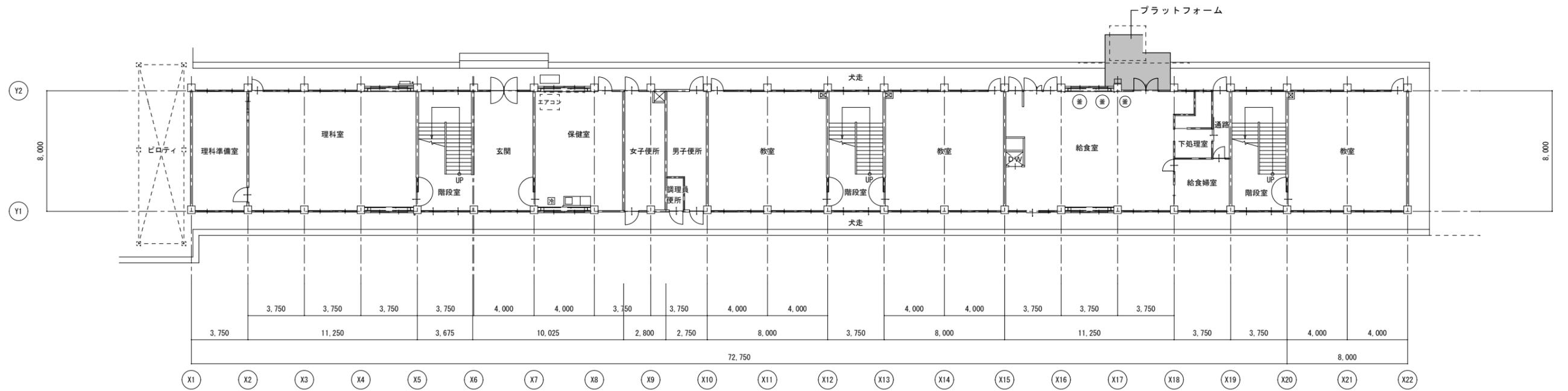


現況部分配置図 S = 1 / 150

特記事項	変更事項		日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-08
			検閲		図名	中瀬小学校 現況部分配置図	縮尺	A3版 NONE A2版 1/150
			担当				換印	
	日付							

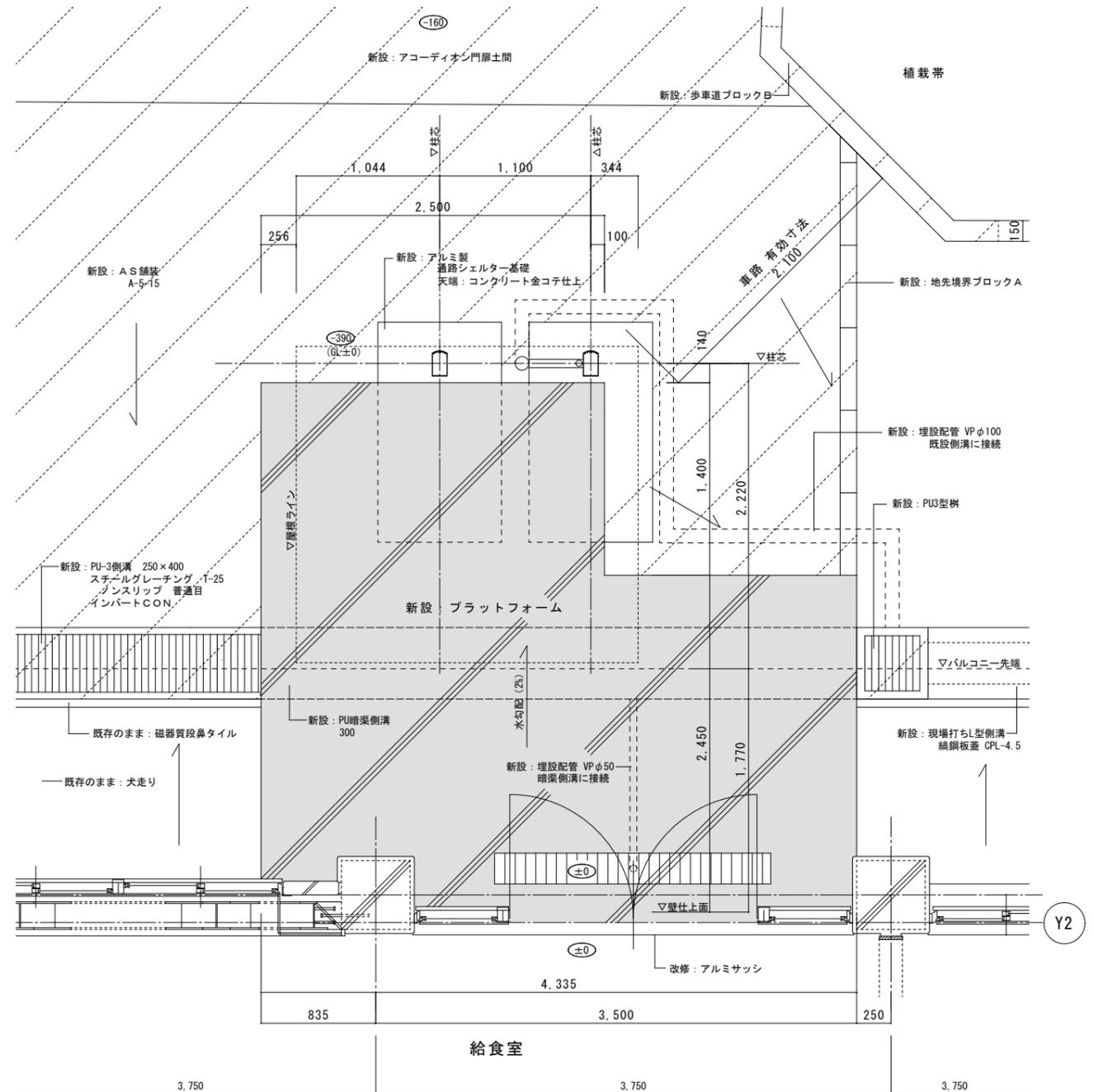
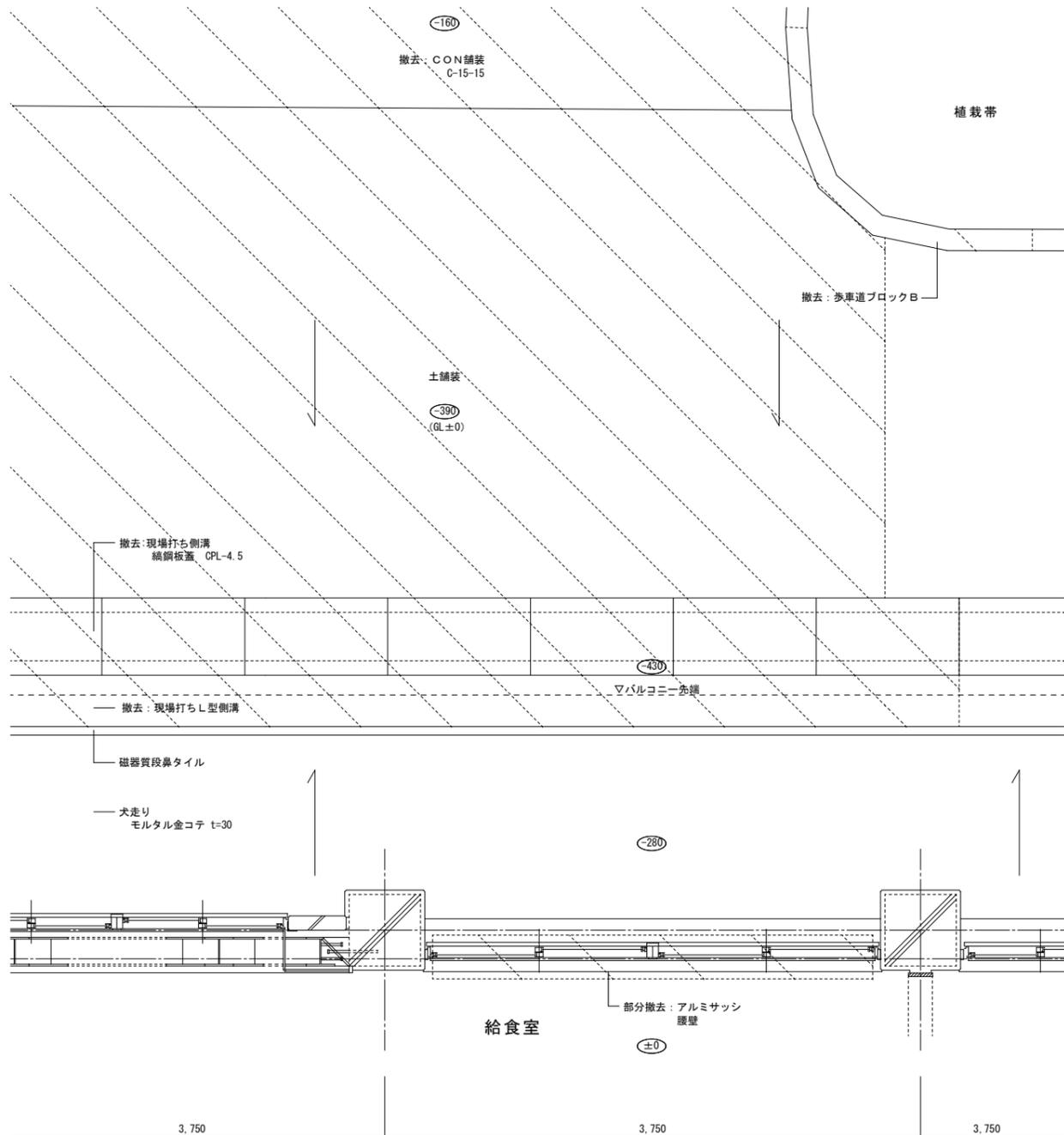


改修前 1階平面図 S=1/200



改修後 1階平面図 S=1/200

特記事項	変更事項		日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-09
			棟名		図名	中瀬小学校 改修前・改修後平面図	縮尺	A3版縮小 A2版1/200
			日付		担当者		横印	



X17

X18

X17

X18

改修前 1階平面図 S=1/30

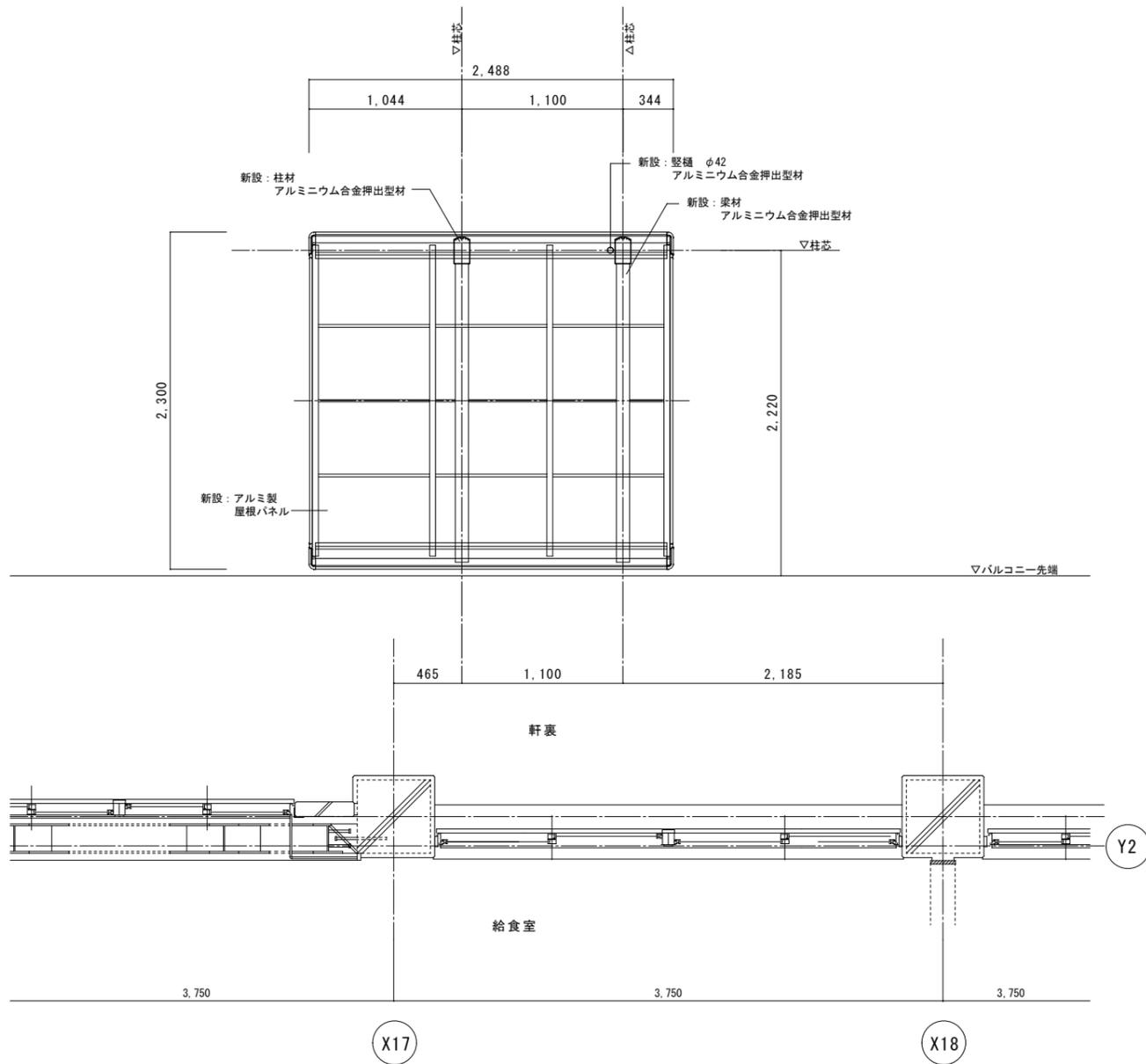
改修後 1階平面図 S=1/30

給食室 改修部 改修前仕上表		CH = 2,760
外周壁 (開口改修部)	内部壁	NAD塗
	内部巾木	モルタル金コテ押え t=20
	外部壁	モルタル金コテ押え t=20
	外部巾木	モルタル金コテ押え t=20
		H = 100

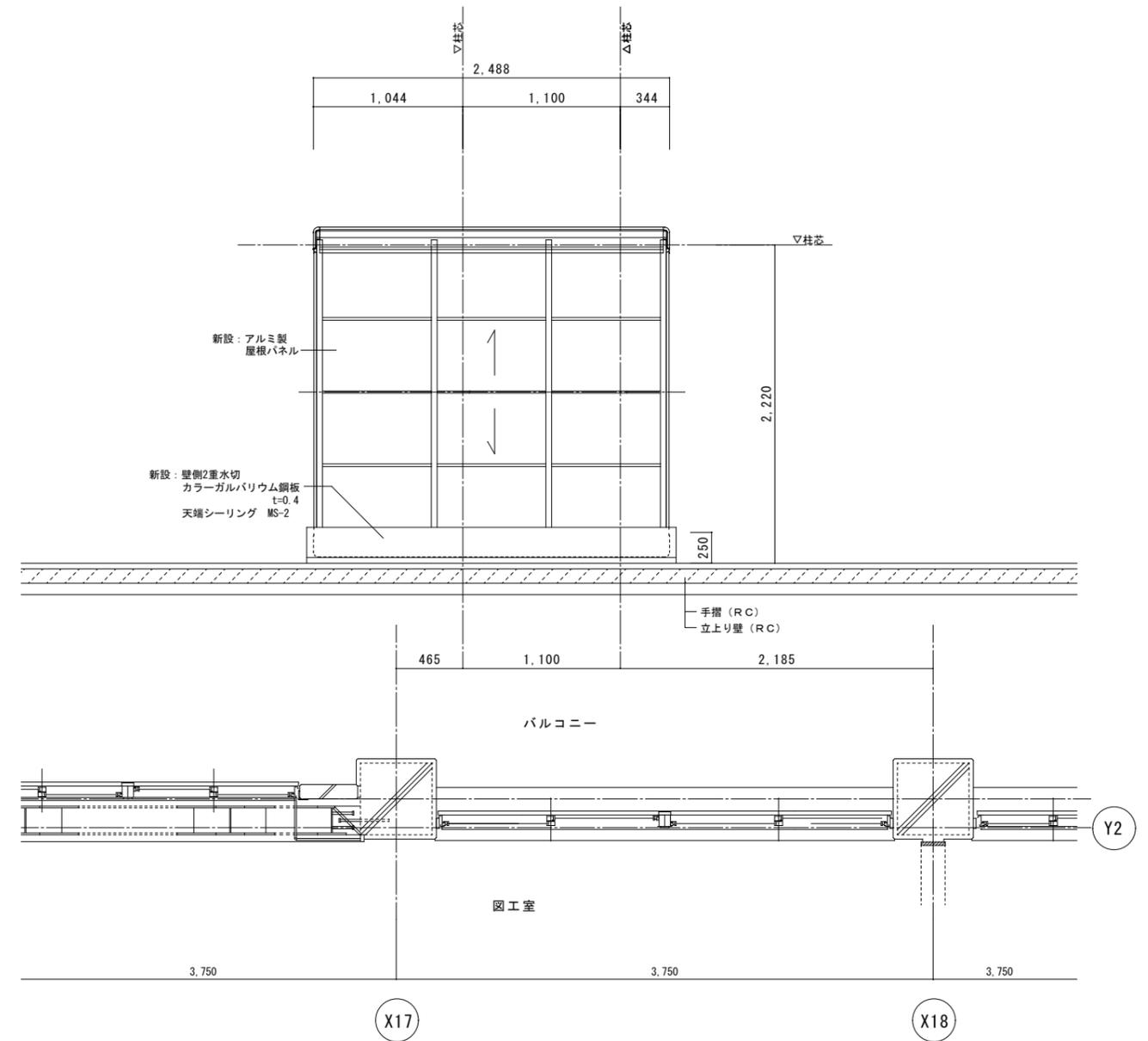
配膳室 改修部 改修後仕上表		CH = 2,760
外周壁 (開口改修部)	内部壁	EP-G塗
	内部巾木	モルタル金コテ押え t=20
	外部壁	モルタル金コテ押え t=20
	外部巾木	モルタル金コテ押え t=20
		H = 100

凡例	
	撤去範囲を示す
	復旧範囲(既設同仕上)を示す
	新設プラットフォームを示す
各種仕様	
プラットフォーム	コンクリート: Fc27-15 (N) 金コテ押え 配筋: D13 @150 タテヨコ (シングル) 壁取り合い部 差し筋アンカー-D13@150
均しCON	コンクリート: Fc18-15 (N)

工事着手前に、既設物の高さ関係を確認の上、仮ベンチマークを作成し、監督員の承認を得ること
 ※次回工事(令和2年春)の床仕上げ高さがFL±0となるので、監督員の現場立会いにて決定すること
 プラットフォームおよび上屋の位置、寸法、角度についても、現況確認の上、施工図を作成し
 監督員の現場立会いにて承認を得ること
 地中埋設物により位置変更が生じる場合も同様とする

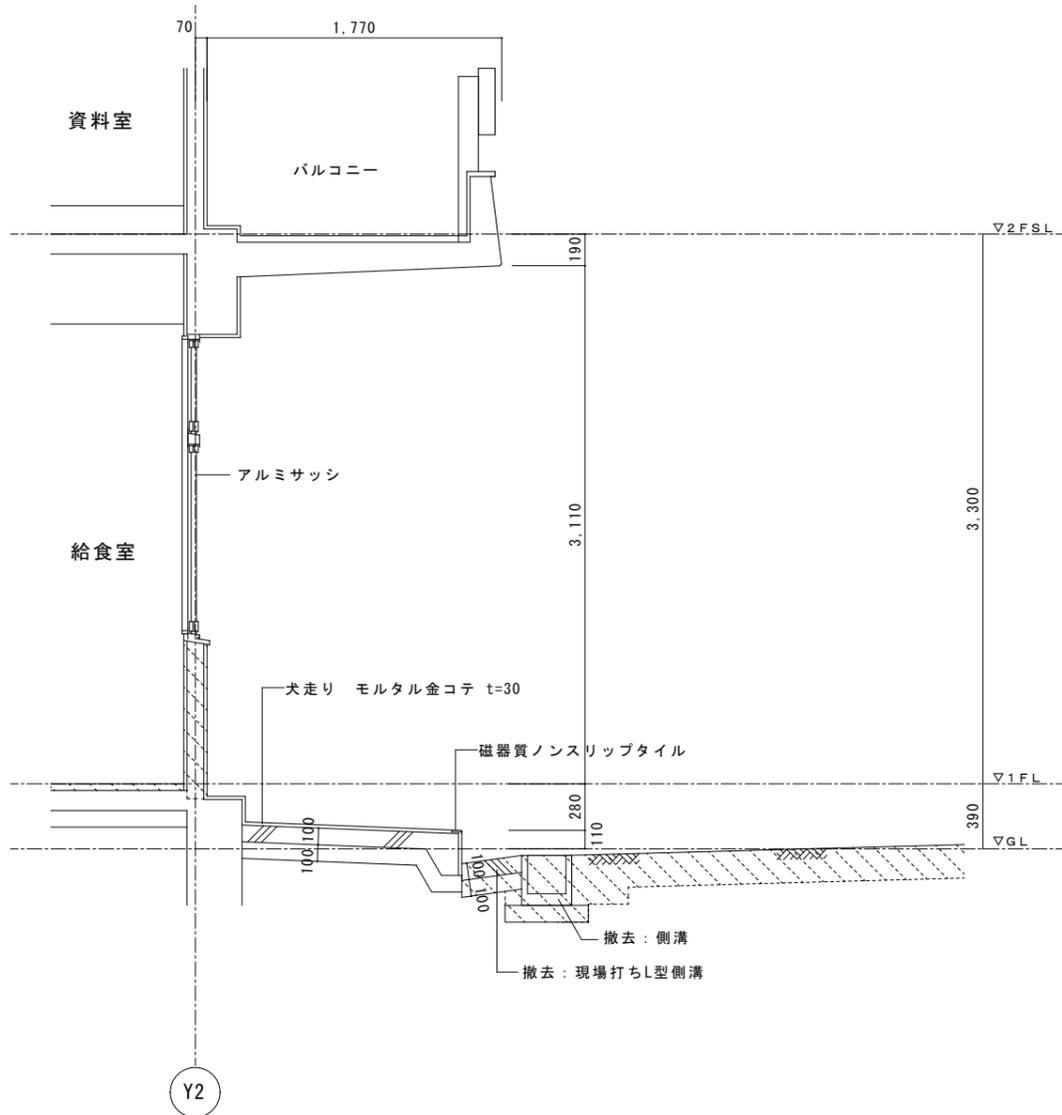


改修前 1階見上げ図 S=1/30

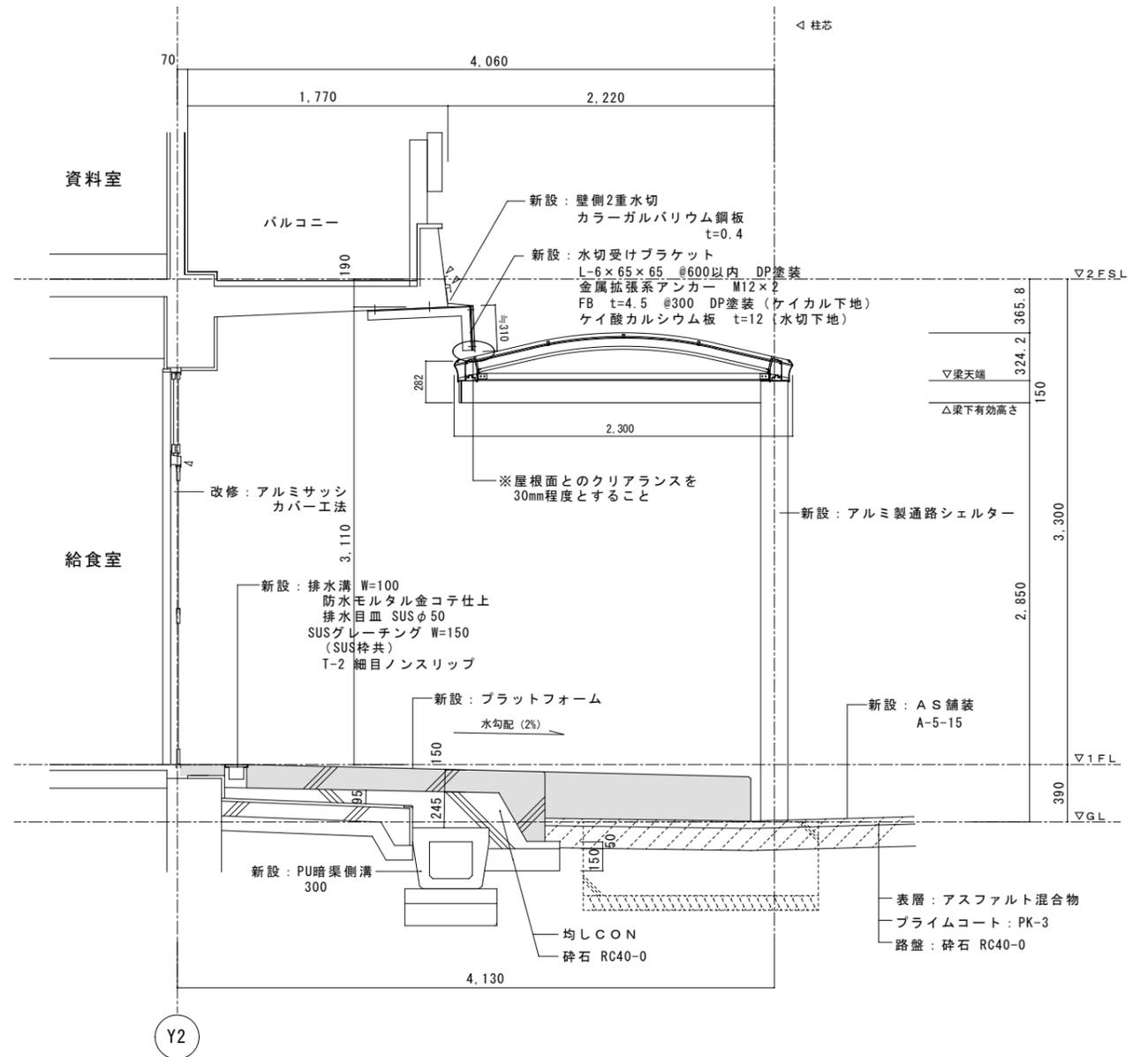


改修後 プラットフォーム屋根伏図 S=1/30

特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-11
		縮尺		図名	中瀬小学校 プラットフォーム計画図(2)	縮尺	A3版 縮小 A2版 1/30
		日付				捺印	

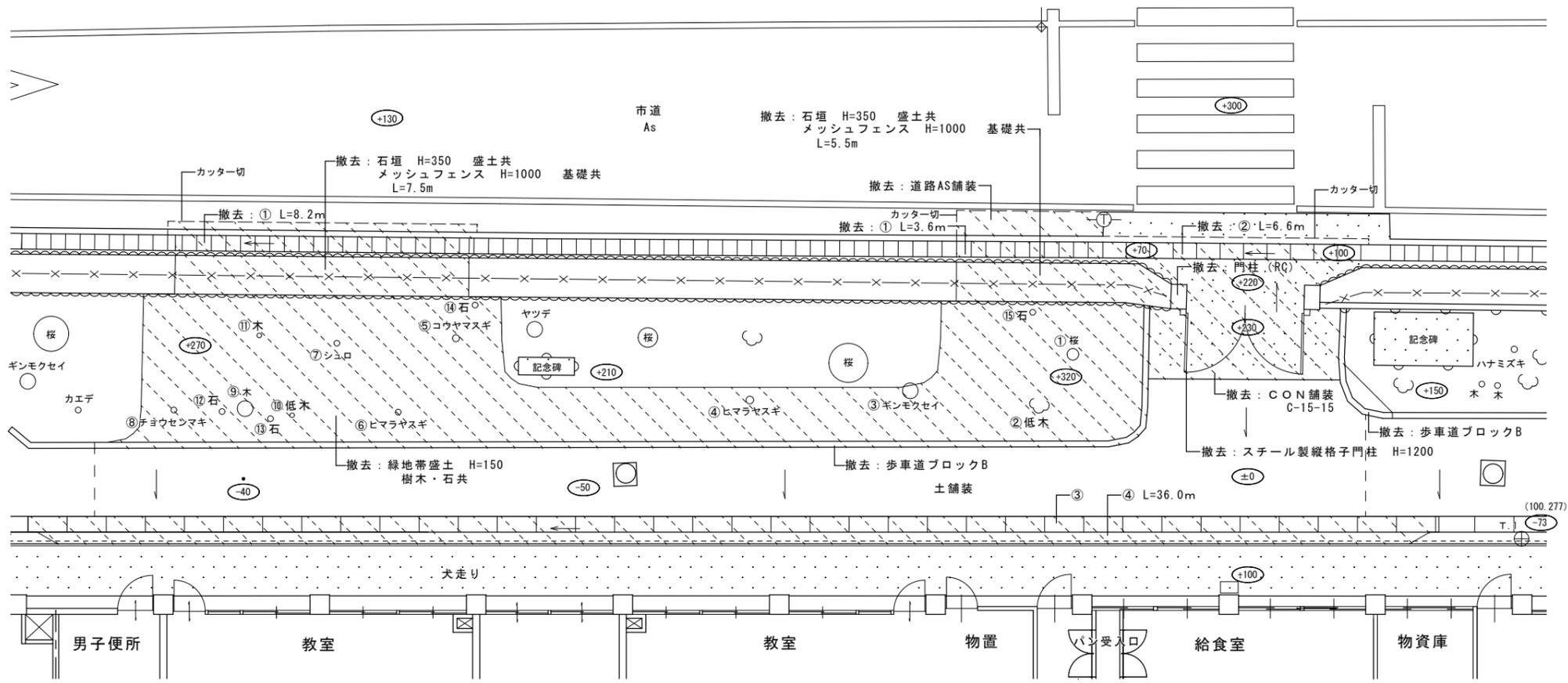


改修前 プラットフォーム断面図 S=1/30



改修後 プラットフォーム断面図 S=1/30

凡例	
	撤去範囲を示す
	復旧範囲 (既設同仕上) を示す
	新設プラットフォームを示す
	シーリング MS-2 15mm巾 を示す
各種仕様	
プラットフォーム	コンクリート: Fc27-15 (N) 金コテ押え 配筋: D13 @150 タテヨコ (シングル) 壁取り合い部 差し筋アンカーD13@150
均しCON	コンクリート: Fc18-15 (N)



改修前側溝・樹リスト

番号	品名	蓋・グレーチング	備考
①	現場打ち側溝	CON蓋 W=400	道路側溝 W=300 蓋のみ撤去 側溝天端 H=200 カッター切・研り取り
②	現場打ち側溝	編鋼板蓋 t=4.5 W=250	道路側溝 W=300 蓋のみ撤去 側溝天端 H=200 カッター切・研り取り
③	現場打ち側溝	編鋼板蓋 t=4.5 W=400	W=250 H=290 ~ 330
④	現場打ちL型側溝	-	W=330

撤去樹木・石リスト

番号	品名	サイズ	備考
①	桜	枝張り 3.0m 樹高 5.0m	
②	低木	枝張り 0.8m 樹高 0.7m	
③	ギンモクセイ	枝張り 2.0m 樹高 2.1m	
④	ヒマラヤスギ	枝張り 2.4m 樹高 4.0m	
⑤	コウヤマキ	枝張り 2.4m 樹高 4.5m	
⑥	ヒマラヤスギ	枝張り 2.4m 樹高 4.5m	
⑦	シュロ	枝張り 1.2m 樹高 9.0m	
⑧	チョウセンマキ	枝張り 1.5m 樹高 3.5m	
⑨	樹木	枝張り 3.0m 樹高 3.0m	
⑩	低木	枝張り 1.5m 樹高 1.5m	
⑪	樹木	枝張り 1.6m 樹高 3.0m	
⑫	石	1.0×0.8m H=0.5m	
⑬	石	0.3×0.3m H=0.3m	
⑭	石	0.7×0.3m H=0.3m	
⑮	石	0.4×0.4m H=0.2m	

石垣の石材は除く

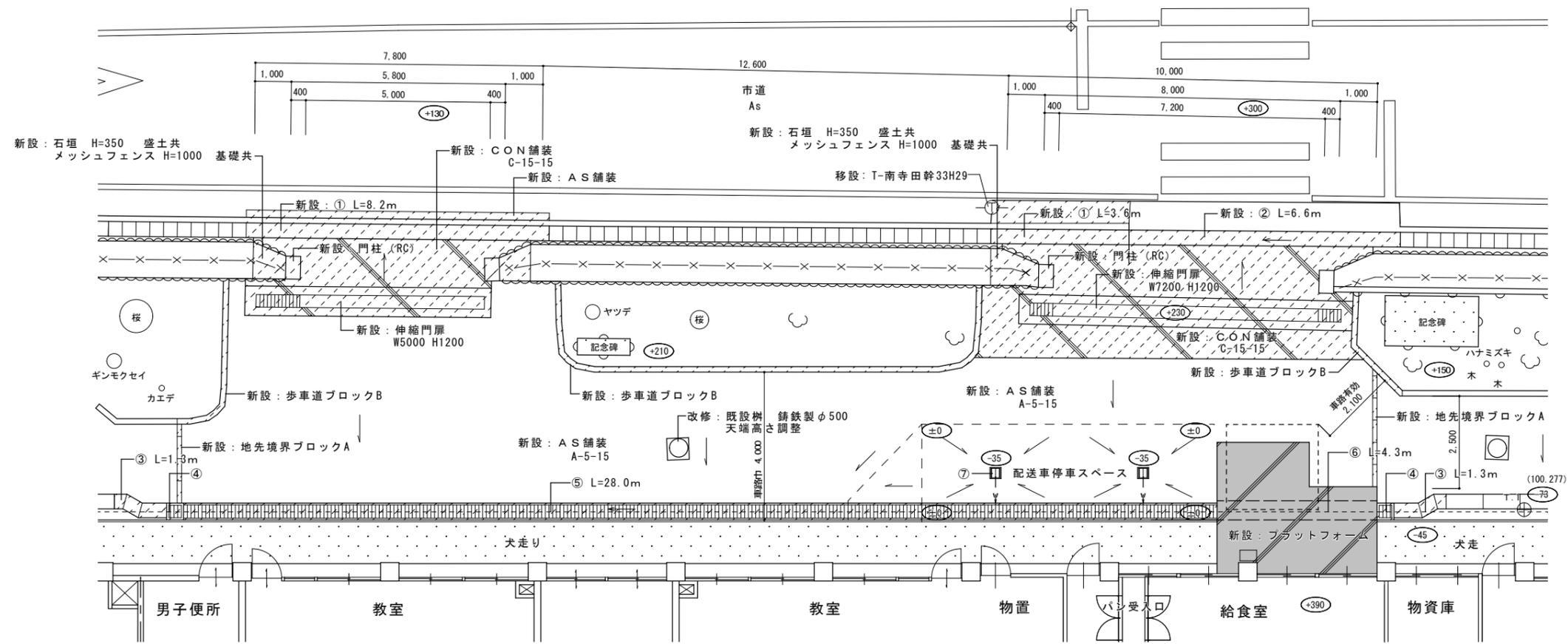
改修前 平面図 S=1/100

凡例

[Dashed Box]	撤去範囲を示す
[Solid Box]	新設範囲(構造物のみ)を示す
[Hatched Box]	新設プラットフォームを示す

各種仕様

新設門柱 (RC)	420×630 H=1500 (地上部)	コンクリート:Fc21-15 (N)
※既設門柱と寸法	打放し補修の上、防水型複層塗材E	
市道CON舗装	道路管理者の指示による	
石垣	道路側: 布積み 見え掛りH=350 敷地側: 玉石積み 見え掛りH=200	
CON舗装	コンクリート:Fc24-8 (N) t=150 配筋: 溶接金網 φ6-150×150 路盤: RC40-0 t=150	

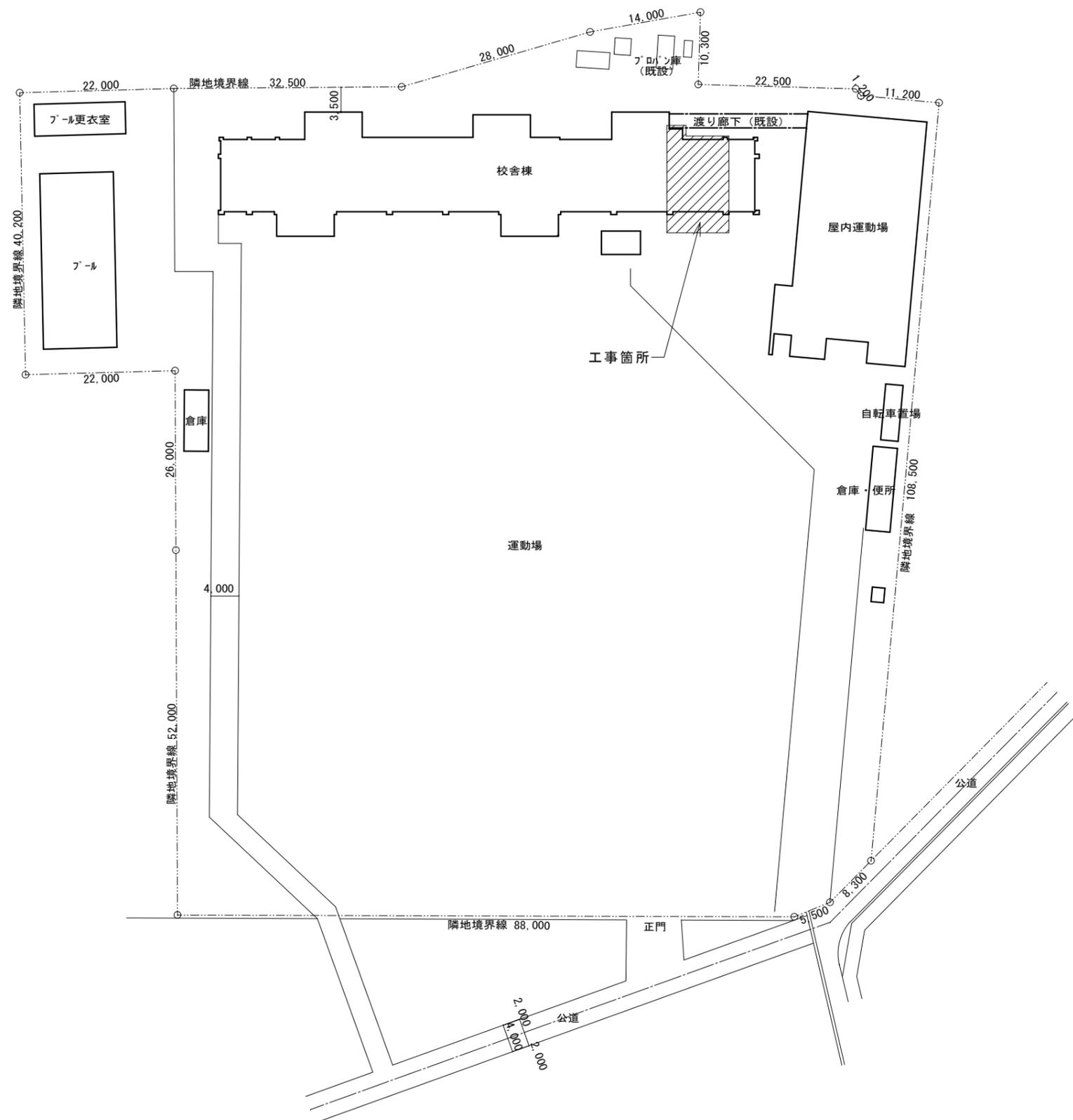


改修後側溝・樹リスト

番号	品名	蓋・グレーチング	備考
①	現場打ち側溝	ST 普通目 ノンスリップ (T-25 ホルト固定式)	グレーチング W=400 受枠共 既設側溝天端改修
②	現場打ち側溝	ST 普通目 ノンスリップ (T-25 ホルト固定式)	グレーチング W=400 受枠共 既設側溝天端改修
③	現場打ち側溝	編鋼板蓋 t=4.5 W=400	W=250 H=290, 330
④	PU3型側溝	ST 普通目	250×250 H=550
⑤	PU3型側溝	ST T-25 普通目 ノンスリップ	W=250 H=400 インパートCON共
⑥	PU暗渠側溝 300	-	-
⑦	PU3型側溝	ST 普通目	250×250 H=550 PU側溝に排水 VPφ100

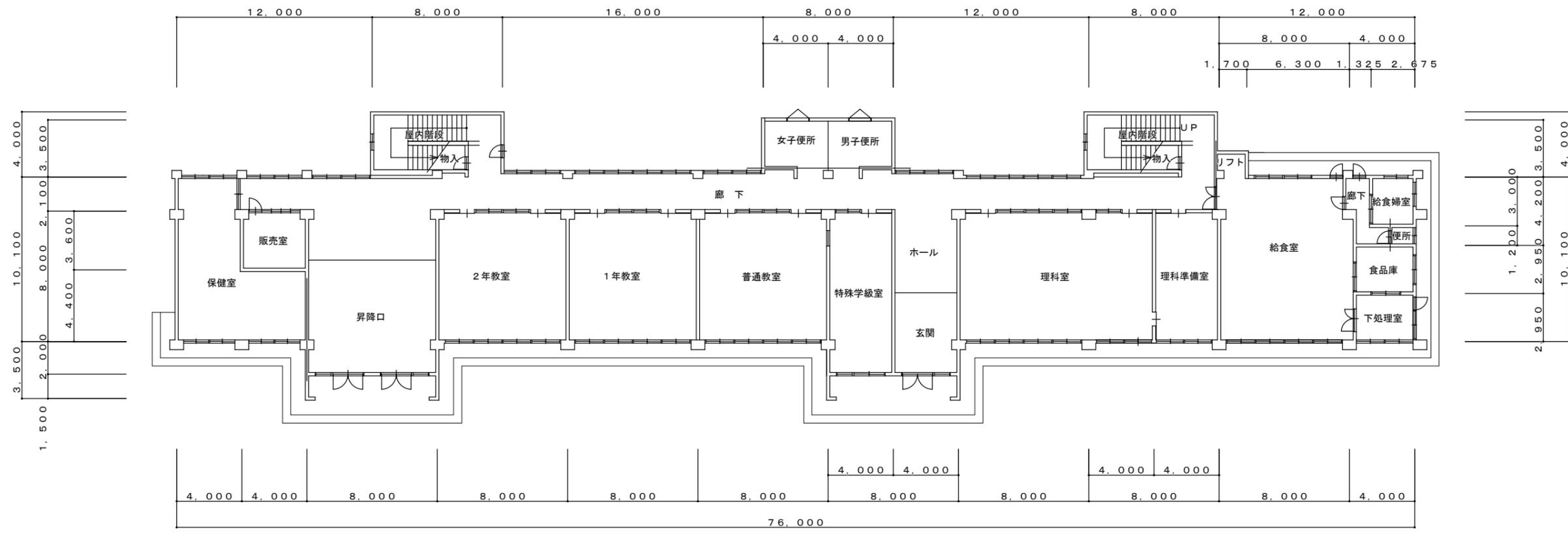
改修後 平面図 S=1/100

配送車停車スペースは荷降し・積込み時に配送車が傾斜しないような舗装勾配とすること

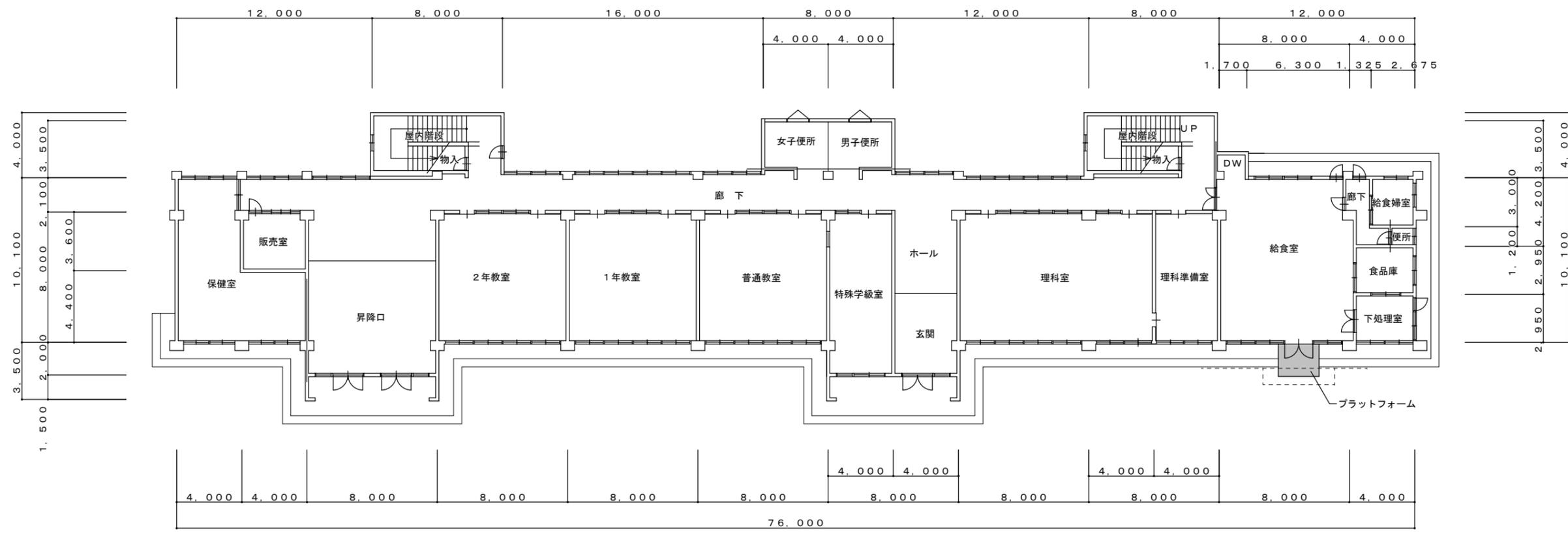


配置図 S = 1 / 500

特記事項	変更事項		日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-17
			検閲		図名	依那古小学校 配置図	縮尺	A3版 縮小 A2版 1/500
			報告					
			日付					

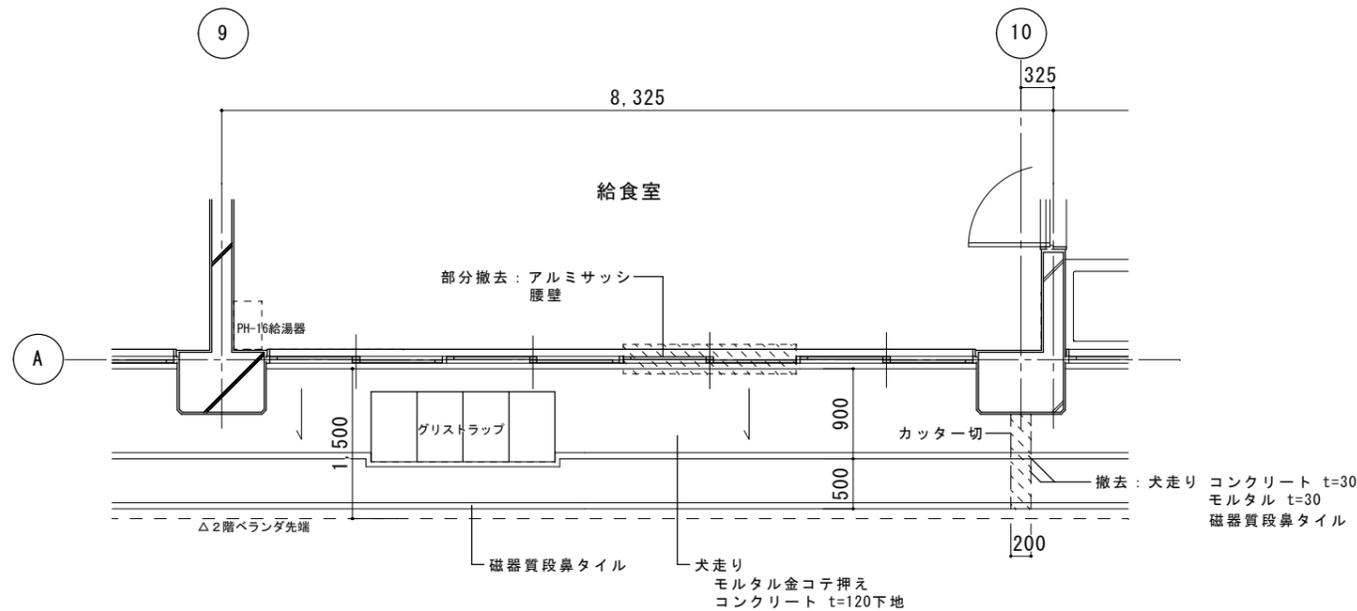


改修前 1階平面図 S=1/200



改修後 1階平面図 S=1/200

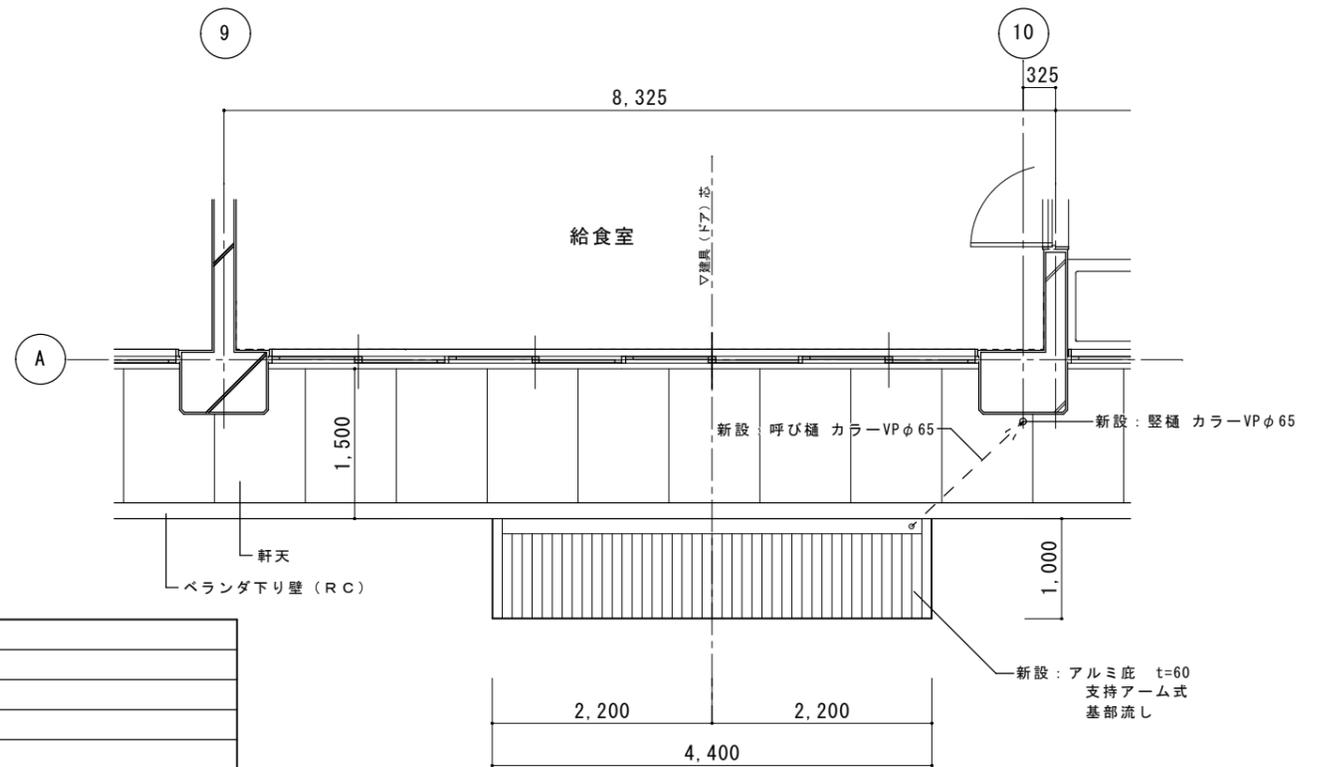
特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-18
		棟名		図名	依那古小学校 改修前・改修後平面図	縮尺	A3版 縮小 A2版 1/200
		担当者				検印	
		日付					



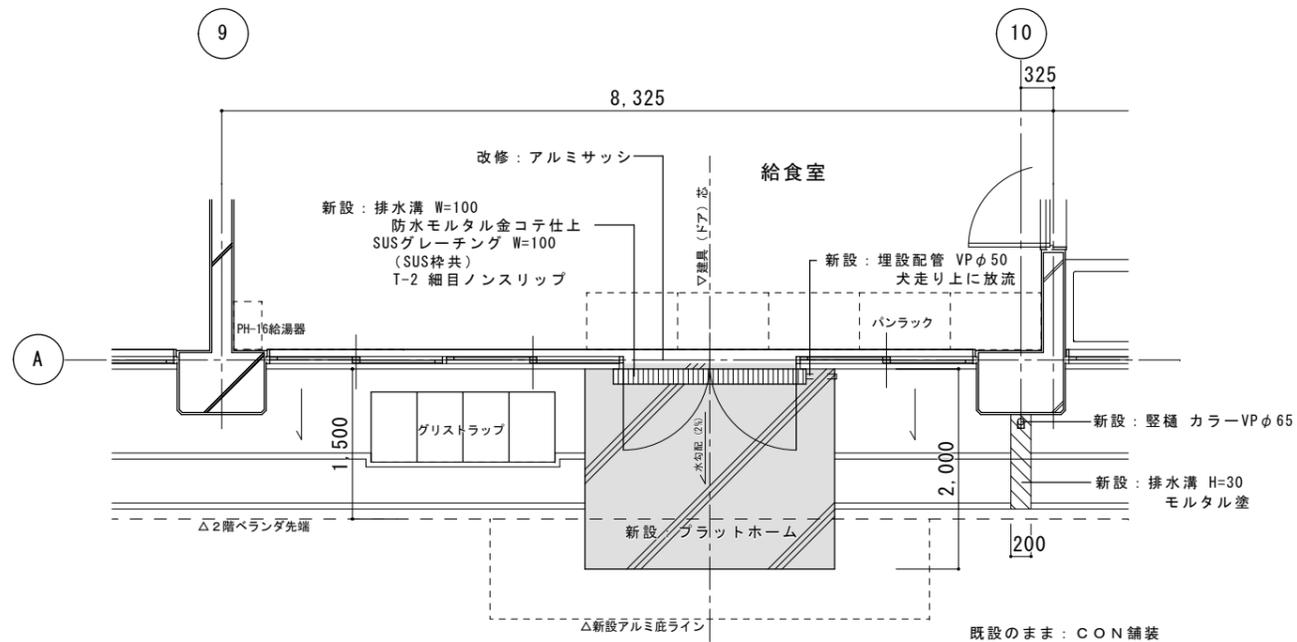
給食室 改修部 改修前仕上表		CH = 3,100
外周壁 (開口改修部)	内部壁	EP塗
	モルタル金コテ押え	t=20
	内部巾木	モルタル金コテ押え t=20
	外部壁	吹付タイル
	モルタル金コテ押え	t=20
	外部巾木	モルタル金コテ押え t=20
		H = 200

改修前 1階平面図 S=1/50

凡例	
	撤去範囲を示す
	復旧範囲(既設同仕上)を示す
	新設プラットフォームを示す
各種仕様	
プラットフォーム	コンクリート：Fc27-15 (N) 金コテ押え 配筋：D13 #150 タテヨコ (シングル) 壁取り合い部 差し筋アンカー-D13#150
均しCON	コンクリート：Fc18-15 (N)



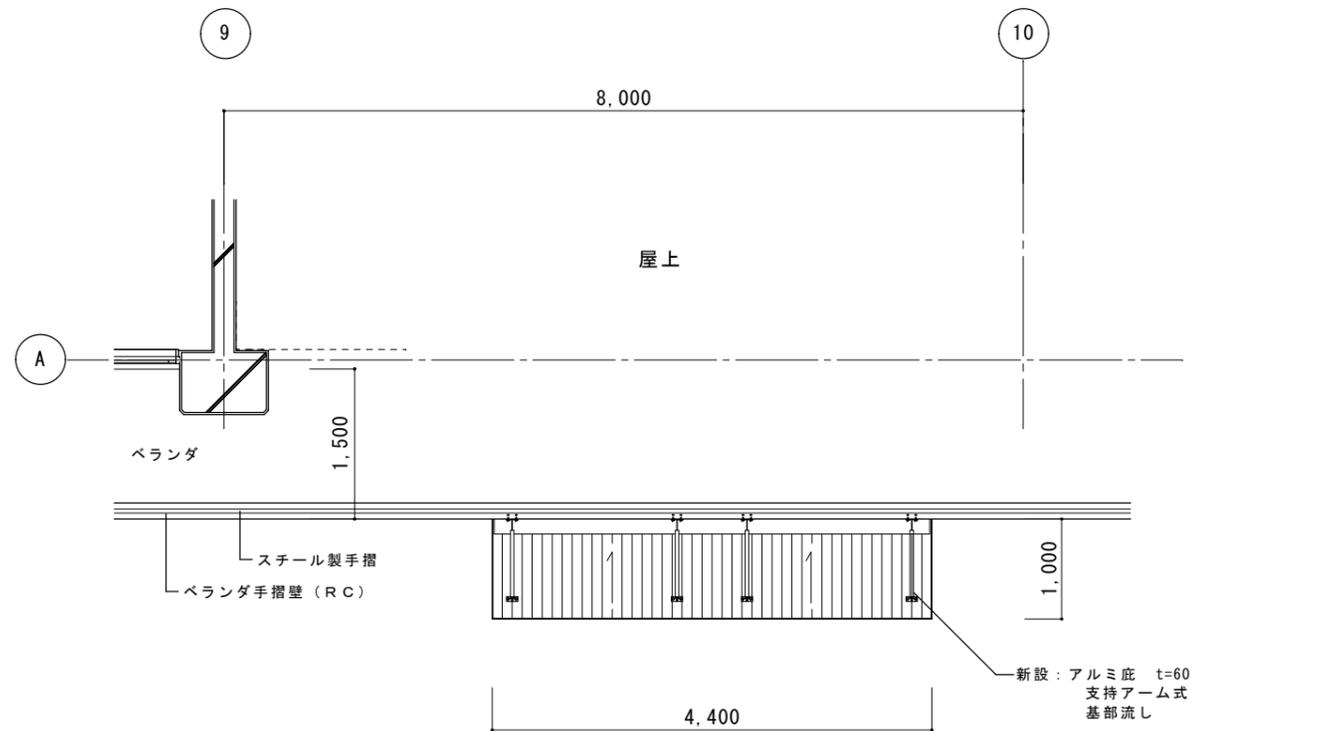
改修後 1階見上げ図 S=1/50



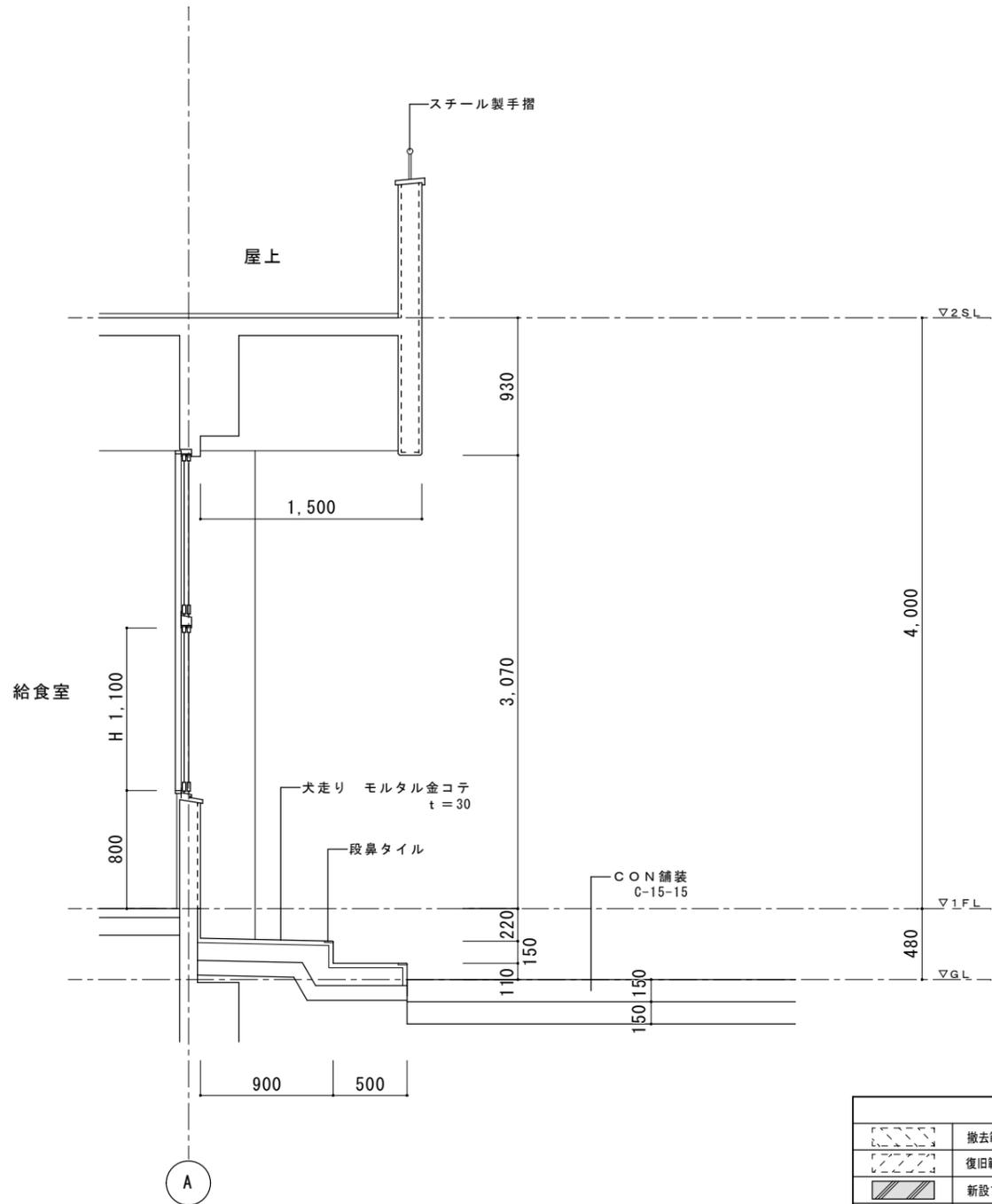
給食室 改修部 改修後仕上表		CH = 3,100
外周壁 (開口改修部)	内部壁	EP-G塗
	モルタル金コテ押え	t=20
	内部巾木	モルタル金コテ押え t=20
	外部壁	防水型複層塗材E (ゆず肌状 ローラー塗り)
	モルタル金コテ押え	t=20
	外部巾木	モルタル金コテ押え t=20
		H = 200

改修後 1階平面図 S=1/50

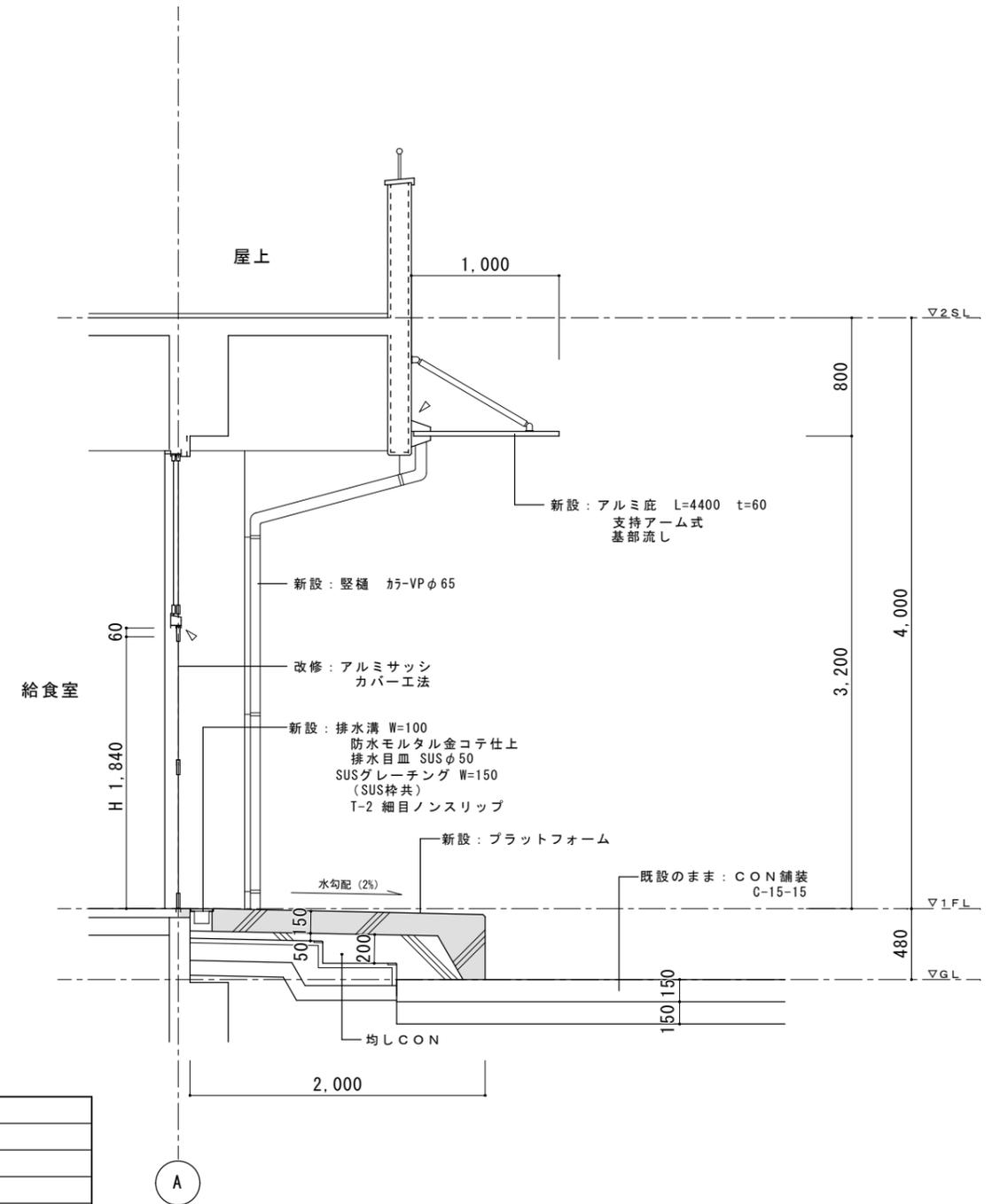
工事着手前に、既設物の高さ関係を確認の上、仮ベンチマークを作成し、監督員の承認を得ること
 ※次回工事(令和2年春)の床仕上げ高さがFL±0となるので、監督員の現場立会いにて決定すること
 プラットフォームおよび庇の位置、寸法、角度についても、現況確認の上、施工図を作成し
 監督員の現場立会いにて承認を得ること



改修後 2階見下げ図 S=1/50

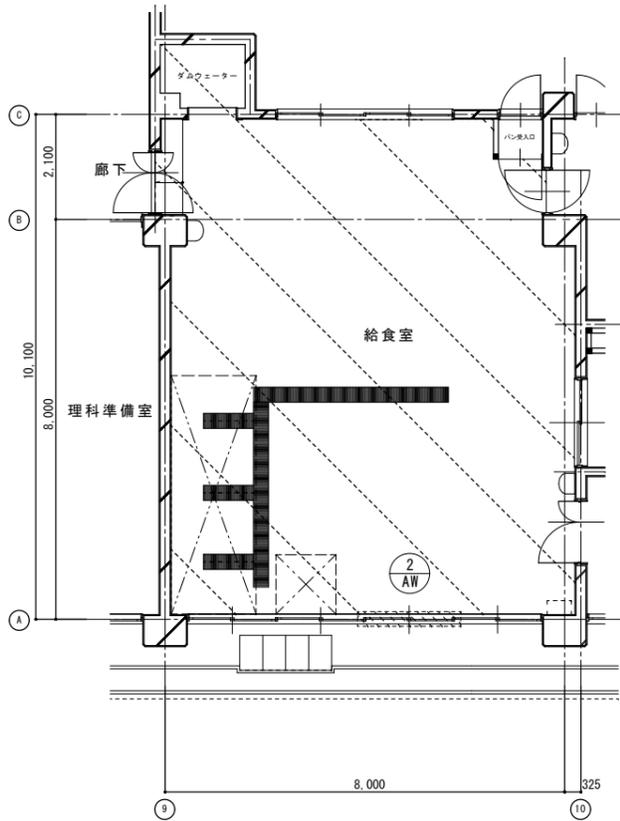


改修前 断面図 S = 1 / 30

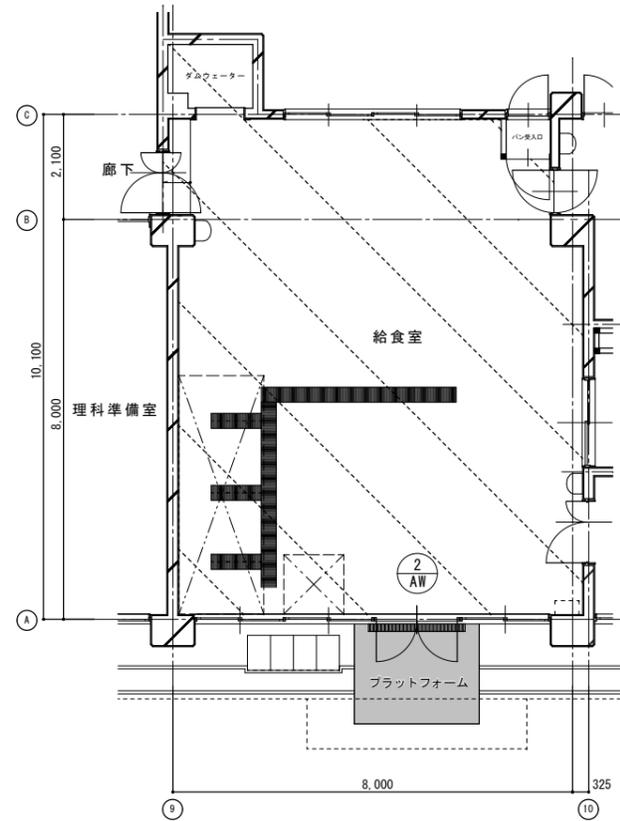


改修後 断面図 S = 1 / 30

凡例	
	撤去範囲を示す
	復旧範囲 (既設同仕上) を示す
	新設プラットフォームを示す
	シーリング MS-2 15mm巾 を示す
各種仕様	
プラットフォーム	コンクリート : Fc27-15 (N) 金コテ押え 配筋 : D13 @150 タテヨコ (シングル) 壁取り合い部 差し筋アンカー-D13@150
均しCON	コンクリート : Fc18-15 (N)

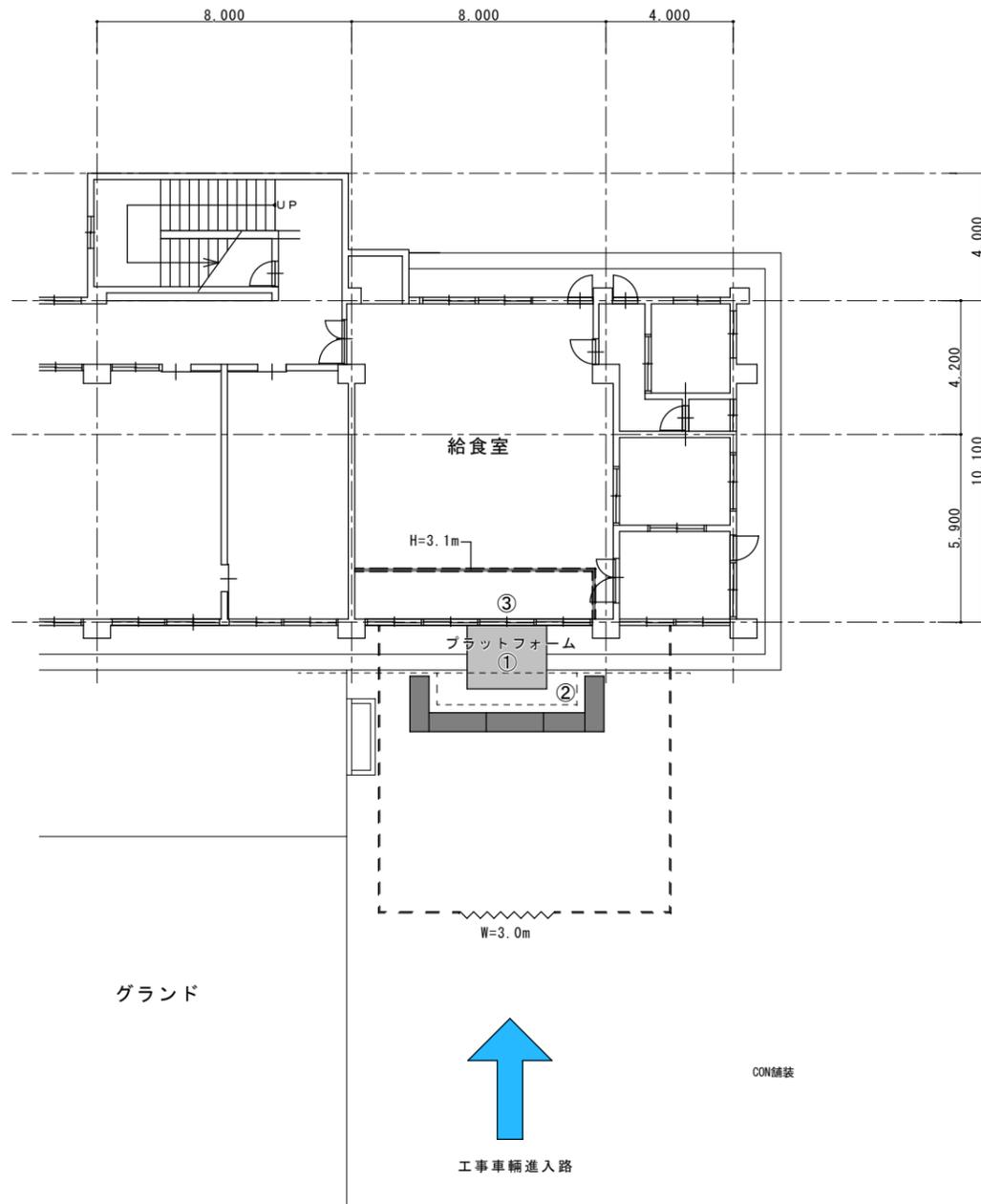


改修前
建具指示図 S=1:100



改修後
建具指示図 S=1:100

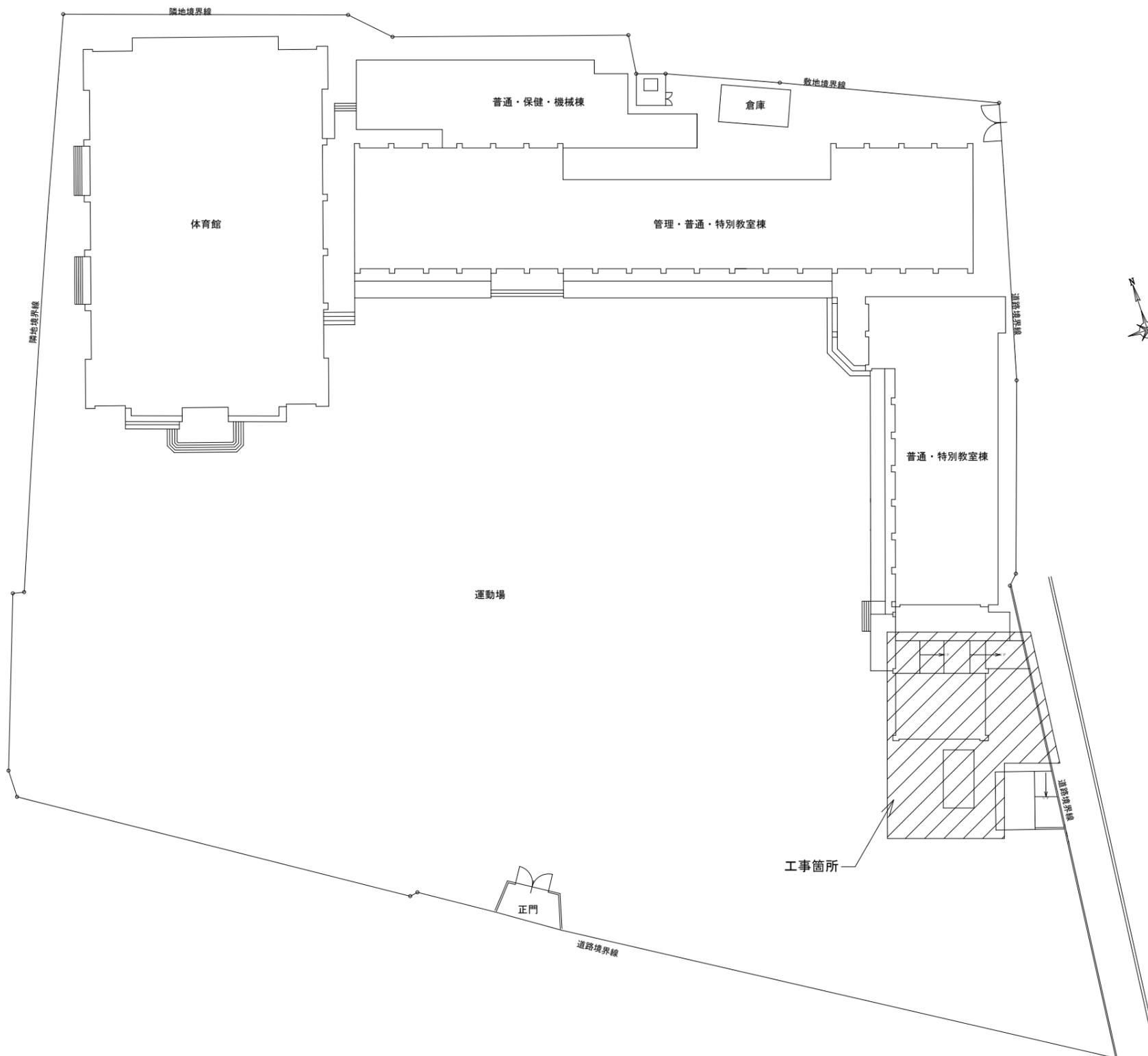
記号	数量	場所	2 AW	1	給食室/配膳室
姿図 (内観図)		見込			
			<p>外壁 (RC) t=100 外壁仕上: 吹付タイル モルタル下地 t=20 巾木: モルタル金コテ 内壁仕上: EP塗 モルタル下地 t=20 巾木: モルタル金コテ EP塗</p> <p>撤去</p>	<p>目地シーリング 15x10 (内外共) 外壁 (RC) 現況復旧 (内外共)</p> <p>復旧</p>	
型式		2段4連引違い窓			両開き框戸 (カバー工法)
材質		アルミ押出型材			アルミ押出型材
ガラス		透明ガラス t=3			扉上部: 学校用強化ガラス (透明) t=4 扉下部: アルミパネル t=3
金物		取付金物一式			アルミ額縁 (内部)・SUS丁番・SUS巻指・ドアクローザー (2ヶ所) レバーハンドル・シリンダー錠・自動フラッシュボルト・扉下部モヘア・取付金物一式
備考		アルミ額縁 建具廻りシーリング			建具廻りシーリング



仮設計画図 (2019年夏休み) S = 1 / 150

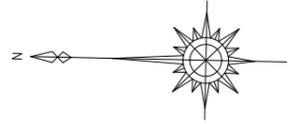
工事内容 凡例	
①	プラットフォーム床新設
②	プラットフォームアルミ庇新設
③	搬入口建具撤去・新設
④	
⑤	
⑥	
⑦	

凡例		
— — —	仮囲い シート張り H=2.0mを示す	24.1m
~~~~~	キャスターゲート W=3.0m H=2.0m を表す	1ヶ所
■ ■ ■ ■ ■	外部足場 (くさび緊結式足場) W=600 手摺先行型 (メッシュシート共) (参考)	
— — — — —	仮設間仕切 PB12.5 (片面) LGS65下地 を表す	

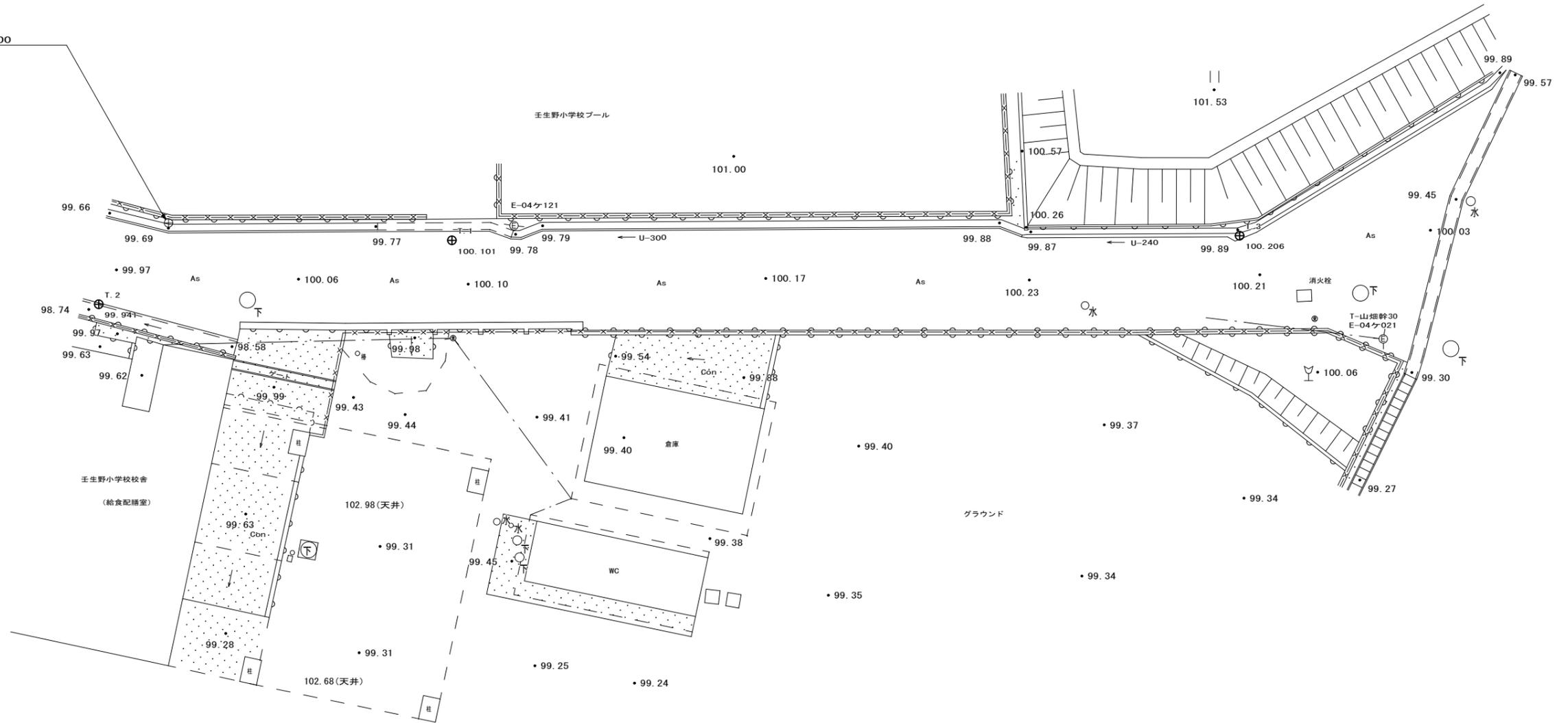


全体配置図 S = 1 / 400

特記事項 ・ ・ ・ ・	変更事項	・	日付 19.05.07	名称 中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号 A-23
		・			
		・			
	日付	・			
			縮尺 A3版 縮小 A2版1/400	棟印	

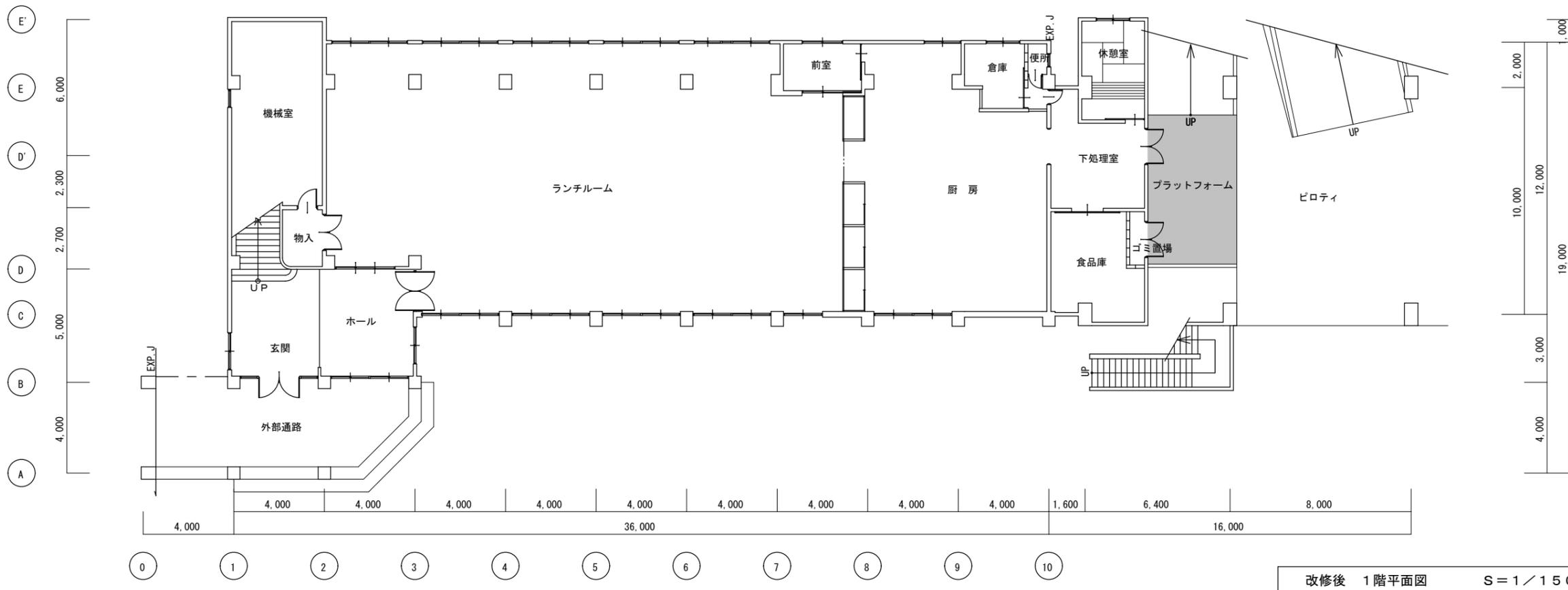
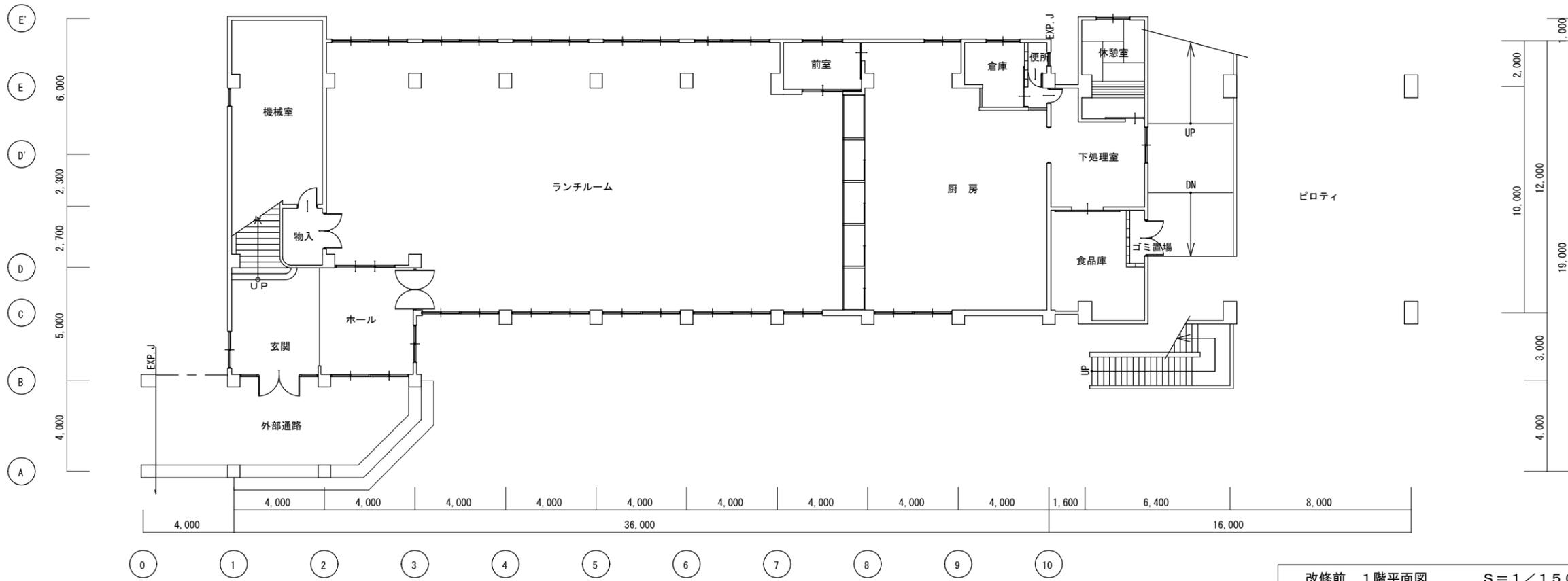


KBM. 1 EL=100.000

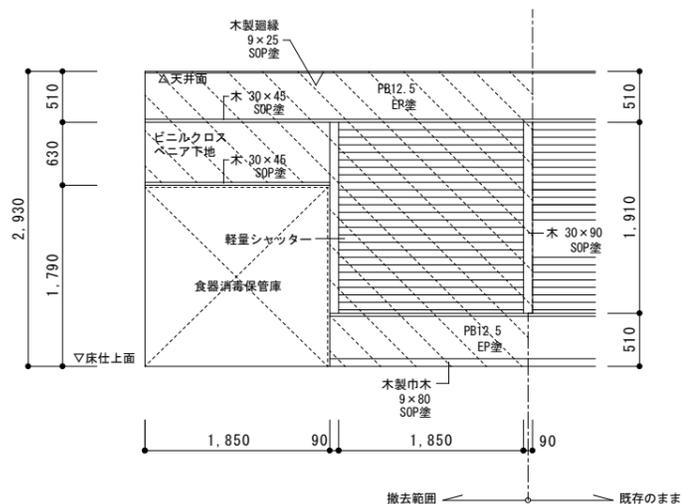


現況部分配置図 S = 1 / 150

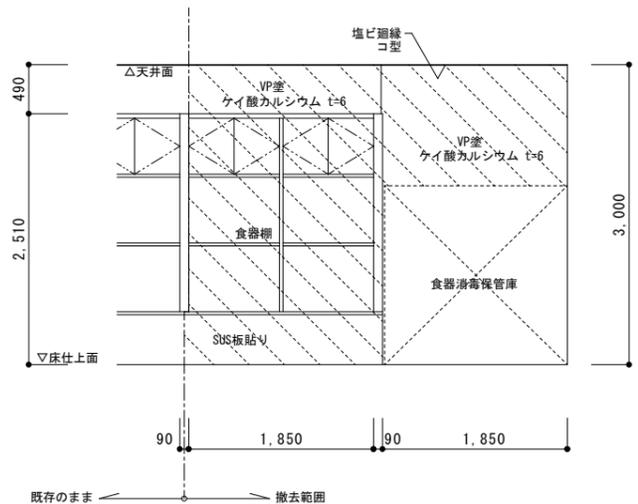
特記事項 ・ ・ ・ ・	変更事項	・	日付 19.05.07	名称 中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号 A-24
	日付	・			
				図名 壬生野小学校 現況部分配置図	縮尺 A3版 NONE A2版 1/150



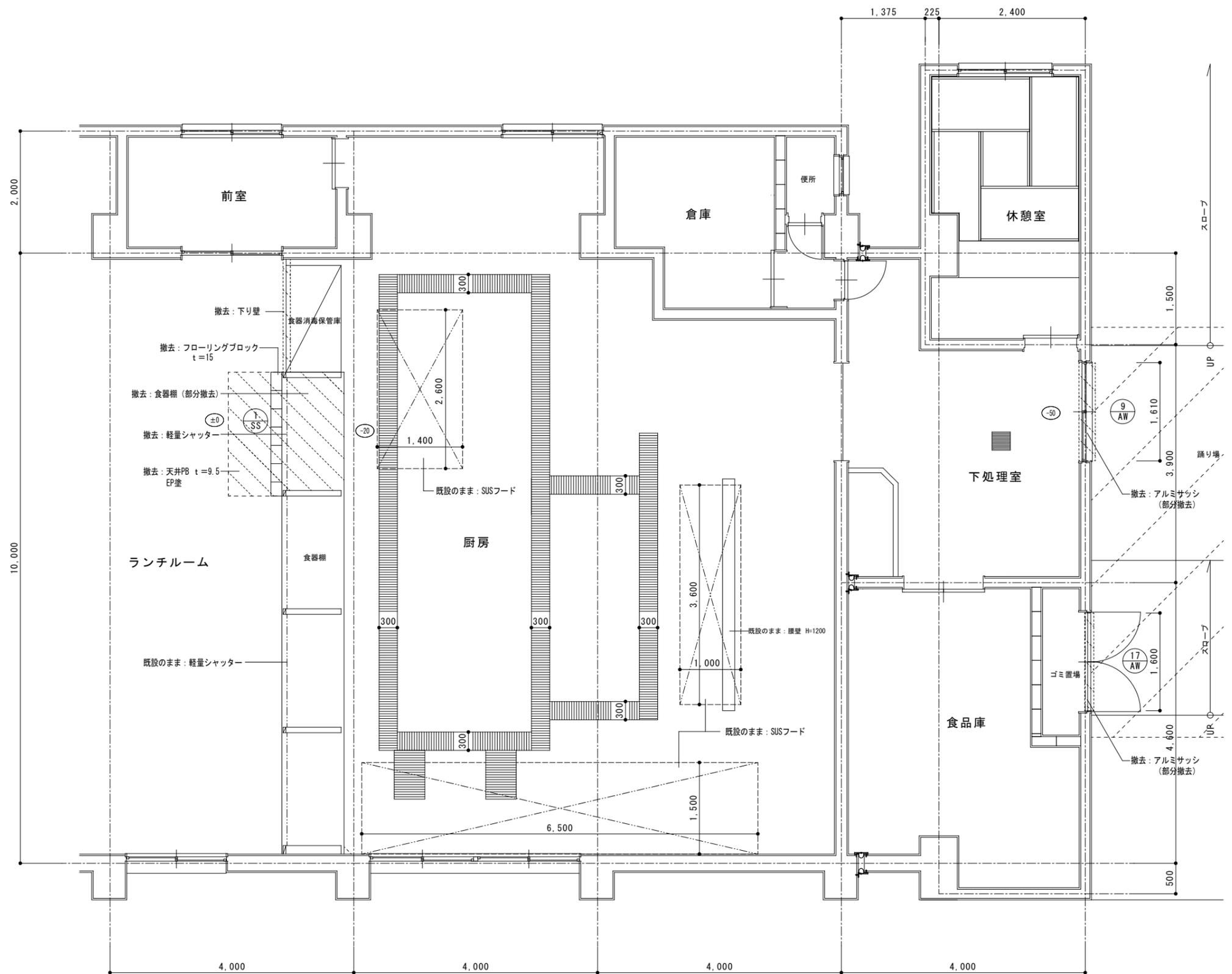
特記事項	変更事項		日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事(令和1年夏工事)	図面番号	A-25
			検印		図名	壬生野小学校 改修前・改修後平面図	縮尺	A3版縮小 A2版1/150
			日付		検印			



改修前  
シャッター開口部 展開図 S=1:50  
(ランチルーム側)



改修前  
シャッター開口部 展開図 S=1:50  
(厨房側)



改修前  
給食室 平面図 S=1:50

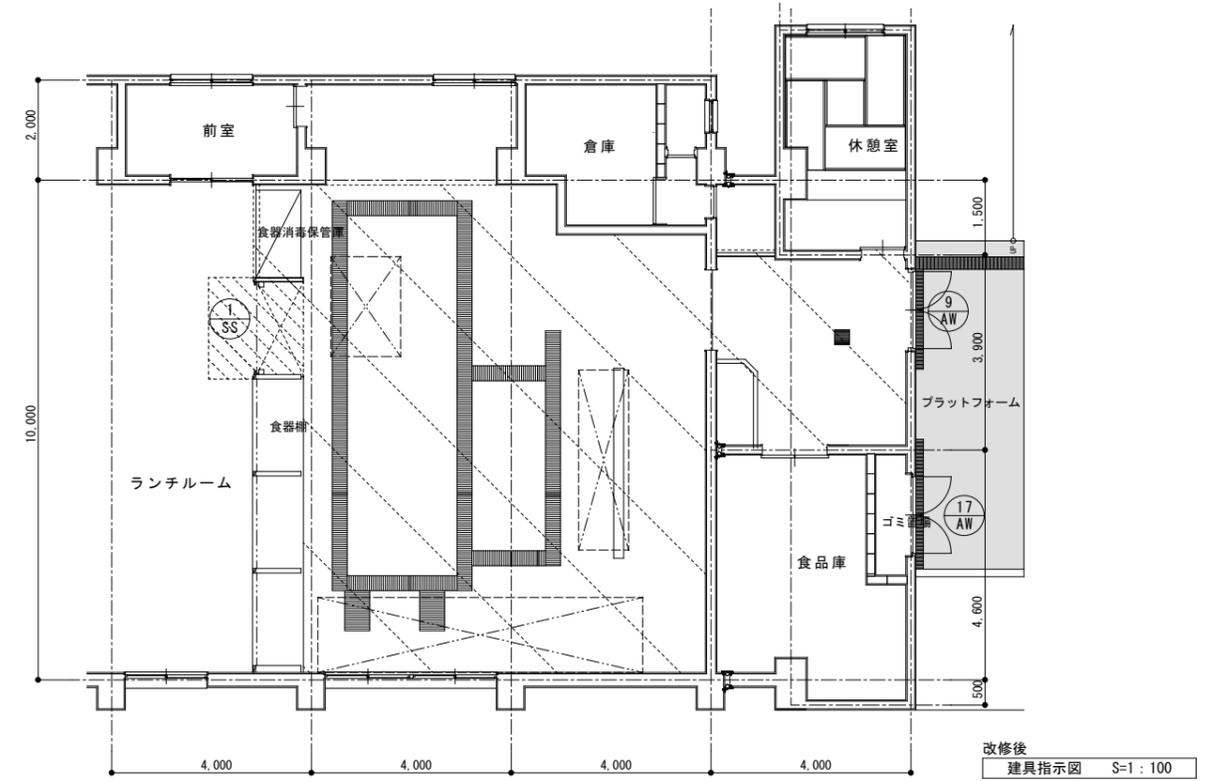
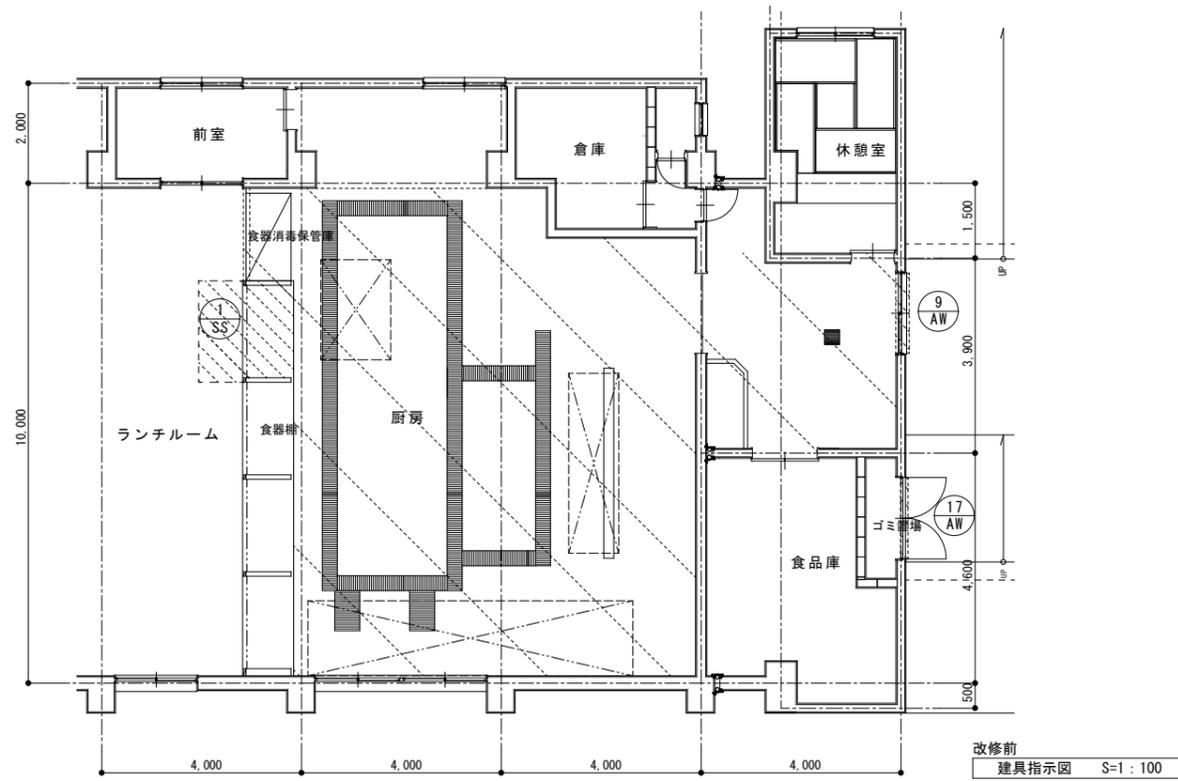
(±0) : 給食室Fからの高さを示す。

凡例	
	屋内改修範囲を示す
	床 モルタル金コテ押え 撤去範囲を示す
	床 モルタル金コテ面 目荒し範囲を示す

ゴミ置場 改修部 改修前仕上表	
床	モルタル金コテ押え t=30

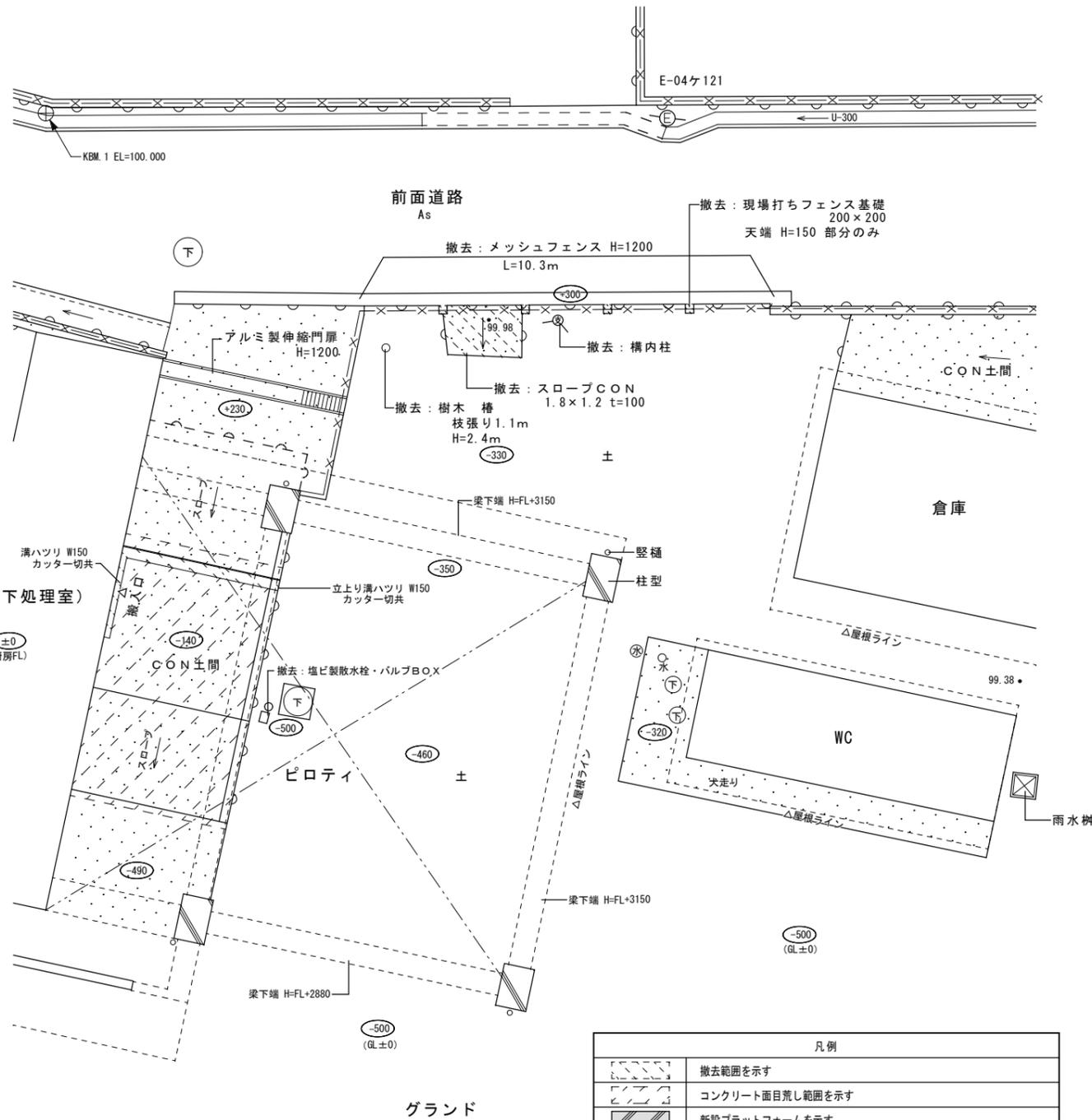
厨房 改修部 改修前仕上表		CH = 3,000
床	モルタル金コテ押え t=30	
間仕切壁 (ランチルーム側)	VP塗 ケイ酸カルシウム板 t=6 下地	





記号	数量	場所	9 AW	1	下処理室	17 AW	1	ゴミ置場
			(改修)			(改修)		
姿図 (内観図)		見込		→			→	
型式			2段引違い窓			両開きアルミフラッシュ戸		両開き扉戸 (カバー工法)
材質			アルミ押出型材			アルミ材		アルミ押出型材
ガラス			厚上部: 透明ガラス t=3 厚下部: アルミパネル t=3		欄間: 学校用強化ガラス (透明) t=4	アルミパネル t=3		アルミパネル t=3
金物			アルミ額縁・取付金物一式		レバーハンドル・シリリダー錠・自動フラッシュボルト・扉下部モヘア・SUS網戸 (欄間)・取付金物一式	握り玉・アルミ額縁・取付金物一式		アルミ額縁 (内部)・SUS丁番・SUS下枠・ドアローザー・取付金物一式
備考			アルミ額縁					
記号	数量	場所	1 SS	1	ランチルーム	1 SS	1	ランチルーム
			(撤去)			(新設)		
姿図 (外観図)				→				
型式			軽量シャッター (天井内納まり)		軽量バランスシャッター (天井内納まり)			
材質			カラー鋼板		スラット: カラー鋼板 産板: SUS鋼板			
ガラス								
金物			SUSガイドレール、角型ブラケット、取付金物一式		SUSガイドレール、角型ブラケット、取付金物一式			
備考								

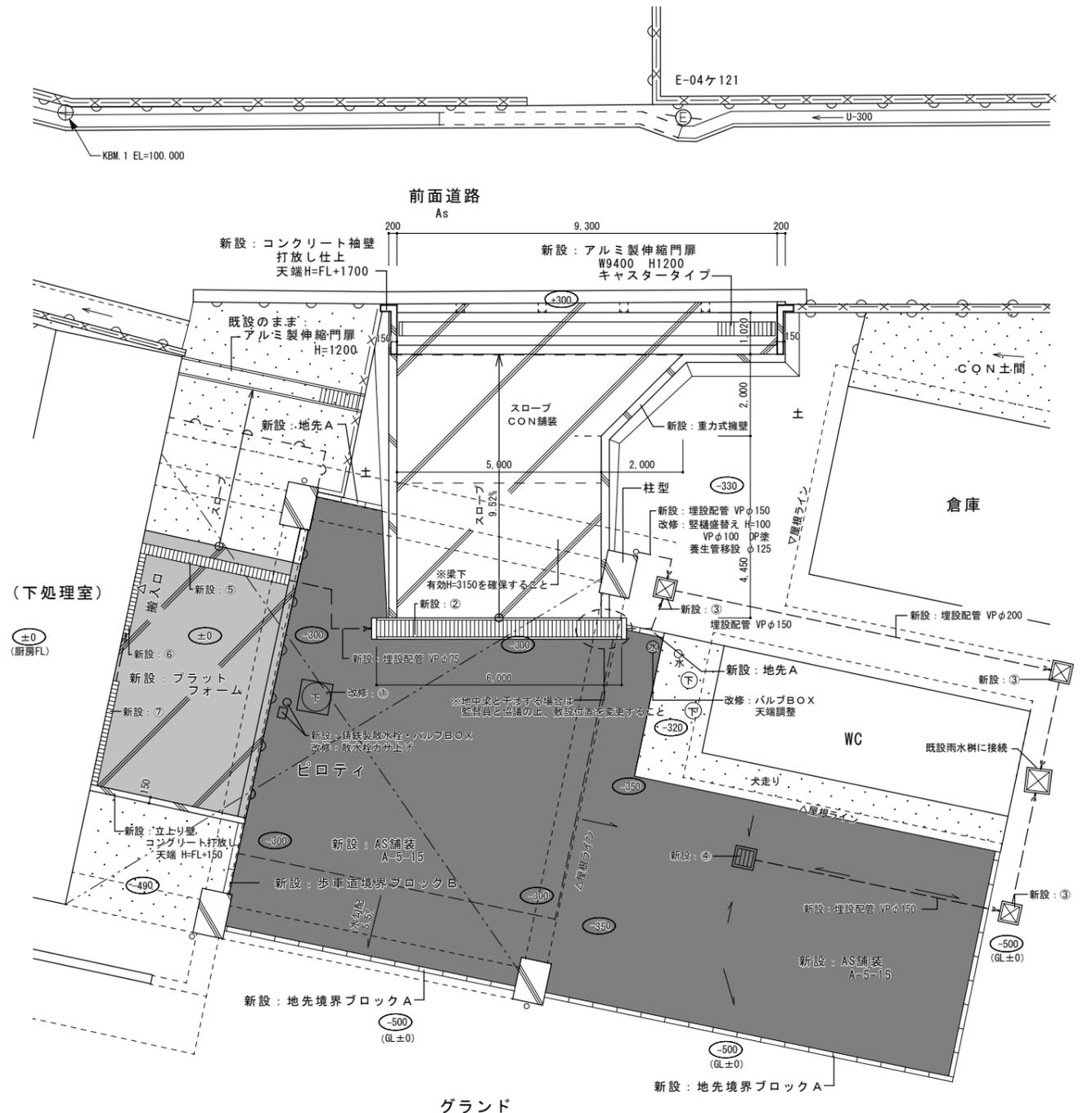
壬生野小学校プール



凡例	
	撤去範囲を示す
	コンクリート面目荒し範囲を示す
	新設プラットフォームを示す
	AS舗装範囲を示す
	エラストイト 選青質 t=10 を示す
各種仕様	
重力式擁壁	コンクリート: Fc18-8-40 (BB)
スロープ CON舗装	コンクリート: Fc27-15 (N) 刷毛引き仕上
	配筋: D13 @150 タテヨコ (シングル)
	路盤: 砕石 RC40-0 t=50 路床: 改良土 100kg/m3 t=500
プラットフォーム	コンクリート: Fc27-15 (N) t=140~490 金コテ押え 配筋: D13 @150 タテヨコ (シングル)
立上り壁	コンクリート: Fc27-15 (N) 天端金コテ押え 配筋: D13 @150 タテヨコ (シングル)

改修前 平面図 S=1/100

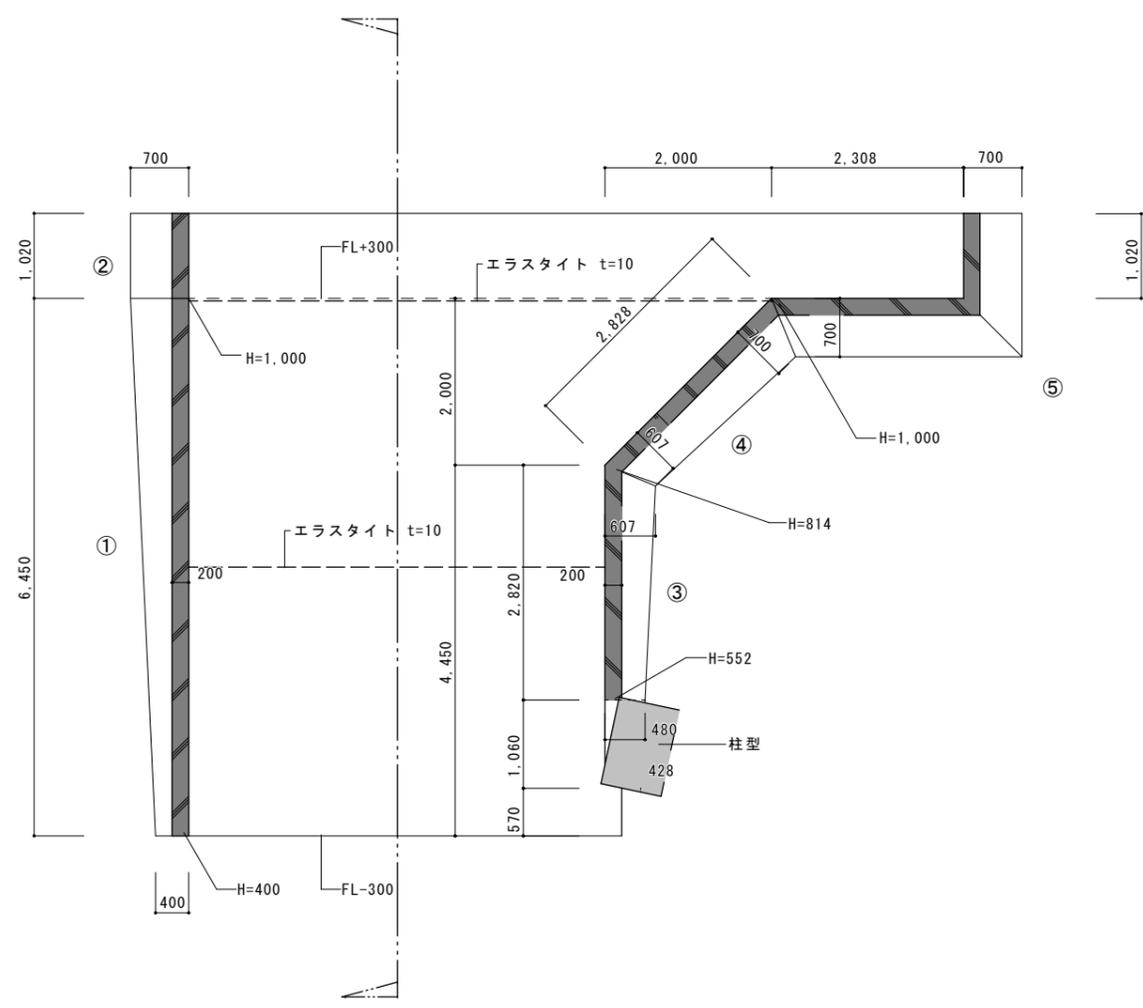
壬生野小学校プール



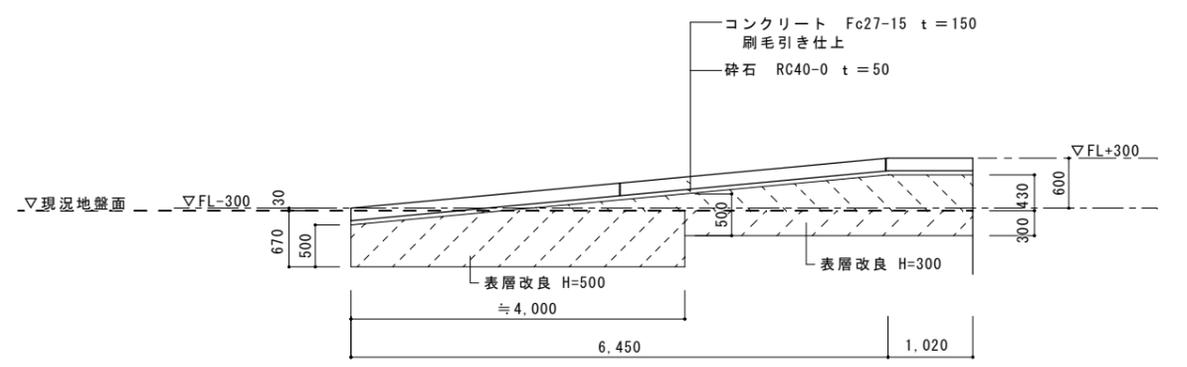
改修後 平面図 S=1/100

番号	品名	蓋・グレーティング	備考
①	下水樹	鍍鉄製 φ600	既設樹かさ上げ 既設蓋利用
②	道路横断側溝 G300B	ST W=400 T=25 ノンスリップ 普通目	W=300 H=500 インバートCON共
③	集水樹	CON蓋	450×450 H=600
④	PU3型樹	ST 普通目	300×300 H=600
⑤	雨水排水溝	SUS W=250 受枠共 T-14 ノンスリップ 普通目	溝 W=200 H=150 内部防水モルタル塗
⑥	雨水排水溝	SUS W=150 受枠共 T-2 ノンスリップ 細目	溝 W=100 H=150 内部防水モルタル塗
⑦	雨水排水溝	SUS W=150 受枠共 T-2 ノンスリップ 細目	溝 W=100 H=100 内部防水モルタル塗

工事着手前に、既設物の高さ関係を確認の上、仮ベンチマークを作成し、監督員の承認を得ること  
 ※次回工事(令和2年春)の床仕上げ高さがFL±0となるので、監督員の現場立会いにて決定すること  
 プラットフォームの位置、寸法、角度についても、現況確認の上、施工図を作成し  
 監督員の現場立会いにて承認を得ること  
 地中埋設物により位置変更が生じる場合も同様とする



搬入スロープ・重力式擁壁 平面図 S=1/60

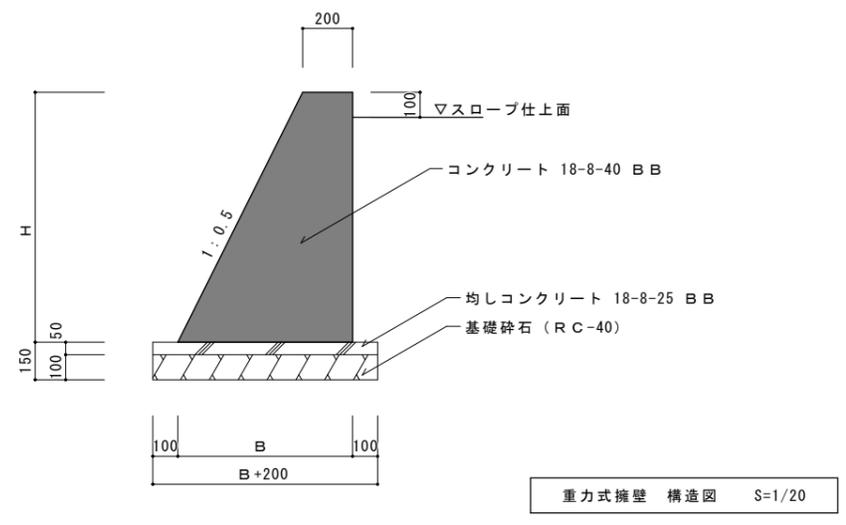


※改良層厚さ H=500 を確保すること

凡例		
	盛土地盤改良 100kg/m ³ を示す	六価ケロム試験含む
	表層地盤改良 100kg/m ³ を示す	六価ケロム試験含む

表層改良固化材は、粉塵低減型とする

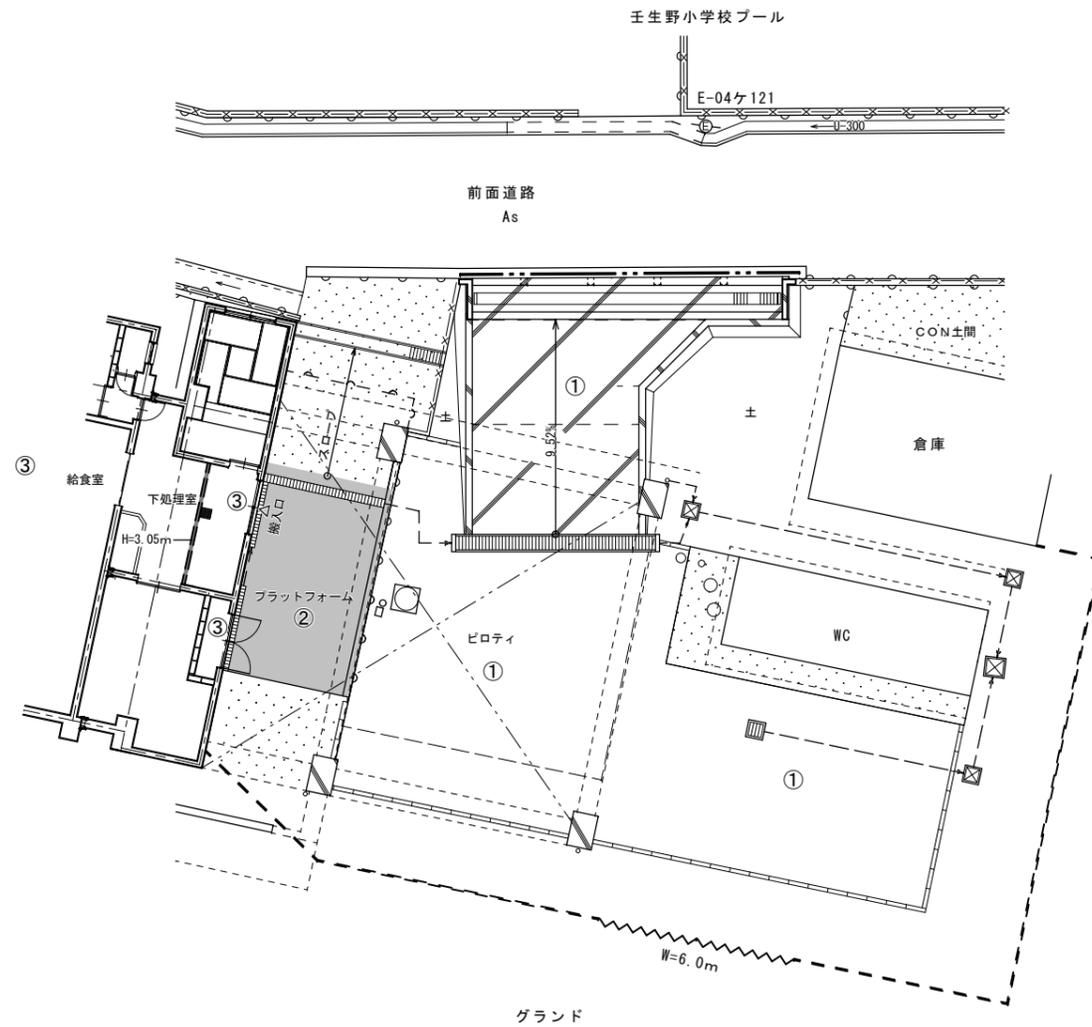
搬入スロープ 断面図 S=1/60



重力式擁壁 構造図 S=1/20

寸法表 (単位:mm)

	H	B	L
①	1,000 ~ 400	700 ~ 400	6,450
②	1,000	700	1,020
③	814 ~ 552	607 ~ 480	2,820
④	1,000 ~ 607	700 ~ 607	2,828
⑤	1,000	700	2,308 + 1,020



工事内容 凡例	
①	外構・搬入路新設
②	プラットフォーム床新設
③	搬入口建具、内部シャッター撤去・新設
④	
⑤	
⑥	
⑦	

凡例		
---	仮囲い シート張り H=2.0mを示す	35.5m
---	単管手摺 (2段 巾木共) H=1100 を示す	10.2m
~~~~~	キャスターゲート W=6.0m H=2.0m を表す	1ヶ所
	仮設間仕切 PB12.5 (片面) LGS65下地 を表す	

※敷地内の工事車輛の通行範囲については、工事完了後に不陸整正程度の現況復旧の措置を行うこと。
上記の内容で現況復旧が不可能と想定される場合は、鉄板敷き等グラウンドの養生方法を監督員と協議し決定する。

仮設計画図 (2019年夏休み) S = 1 / 150

電気設備工事特記仕様書

I 工事名称	新給食センター配送校給食室改修工事（令和1年夏工事）			
II 工事場所	三重県伊賀市 地内			
III 建物概要				
	建物名称	構造	延面積（㎡）	消法令の適用
	管理・普通・特別教室棟	RC造3階建て	***	（7）項

IV 工事仕様	特記事項
① 施行基準	<p>図面及び仕様仕様書に記載のない事項については以下による。</p> <p>* 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書 平成28年版」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） 「公共建築設備工事標準図 平成28年版」（電気設備工事編・機械設備工事編） 「公共建築改修工事標準仕様書 平成28年版」（電気設備工事編・機械設備工事編） 「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」平成28年版</p> <p>* 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 「建築設備新規格・施工指針2005年版」</p> <p>* 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準） * 電力会社供給条約 * 消防関連法規（条例・府令等） * 電気工事業の業務の適正化に関する法律・電気工事士法・労働安全衛生法 * その他関連法規、関連規格</p>
② 一般事項	<p>工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に念かつ完成し施工すること。</p> <p>設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講ずること。</p> <p>他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗を図ること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
③ 施工計画等	<p>受注者は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。</p> <p>* 総合施工計画書</p> <p>なお、これらの書類の作成に際し、施工上密着に関連する工事との納まり等について十分検討すること。</p>
④ 工事使用材料等	<p>工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を提出すること。</p> <p>* 使用機材届出書（メーカーリスト） * 機器明細図 * カタログ・製作図・その他資料</p> <p>なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー（参考）及び国土交通省大臣官庁営繕部監修「建設材料・設備機材等品質性評価事業」評価名簿（最新版）又はこれらと同等以上のものとする。</p> <p>また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。</p>
⑤ 工程表	<p>関連業者間で十分協議し、実施工程表を作成して監督員に提出すること。</p> <p>なお実施工程表には建設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当事項を印すること。</p> <p>又、工程については、学校運営に支障が無いよう検討すること。</p>
⑥ 工事写真	<p>国土交通大臣官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）-建築設備編」によるほか監督員の指示により撮影し、電子納品及び以下のものを提出する。</p> <p>なおCDの提出箇条は「電子納品」を参照</p> <p>* 代表写真（不可撮影部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等）を抽出し、L判相当サイズで印刷。（A4版用紙二面印刷にて3枚/ページ）1部</p>
⑦ 完成写真	<p>主たる電気設備の全景写真を黒板無しにて撮影し、L判相当サイズで印刷する。（A4版用紙二枚/ページ）1部</p> <p>撮影箇所は主要機器類、室内及び外構等の電気設備とする。詳細は監督員と協議する。</p>
⑧ 完成書類	<p>工事が完了した時は各種の点検及び検査を受けるものとする。</p> <p>書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。</p> <p>* 工事完成報告書、工事的物別図、完成写真</p> <p>* 製本図面（竣工図）：図面枚数が少ない場合、合冊でもよい。</p> <p>竣工図は、原図サイズを2部。</p> <p>白焼き（青焼き不可）で文字濃いのないこと。表紙（可能な範囲で青表紙にも）に「年度、工事名、竣工図、受注者名」を印字（シール不可）すること。</p> <p>* 引渡目録、工事書類リスト</p> <p>* 工事書類（工事写真、安全教育・訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等）</p> <p>* 工事書類（打合記録、工事仕様書）</p> <p>* 完成図書（点検成績表、自社検査記録、機器完成図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等）</p> <p>* 官公署手続き書類等（検査済証、着工届出書、設置届出書、電力会社届出書類等）</p> <p>* その他監督員の指示する書類</p> <p>ただし、作成しがない場合は、監督員との協議による。</p> <p>なお、完成書類の著作権にかかわる使用権は発注者に帰属するものとする。</p>
⑨ 完成確認、完成検査時の電源確保	<p>機器の動作確認、電圧・極性・相関係等の確認が出来るよう電源を確保すること。</p>

項目	特記事項
① 足場	<p>設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行占用据置方式より行うこと。</p>
② 施工条件	<p>監督員及び関係部署と協議調整し決定すること。</p>
③ 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況調査、検証等に協力すること。</p>
④ 発生材の処理等	<p>引き渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>特別管理産業廃棄物 □変圧器 □コンデンサ □その他（ ） 処理方法 ■現場内の監督員の指定する場所へ保管</p> <p>なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物、及び保材しき機器等を発見した場合は監督員に報告し対応を協議するものとする。</p> <p>発注者へ引き渡すものについては「現場発出品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。引き渡さないものは、全て構内へ搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェスト原本の提示及び、E票の写しと集計表を監督員に提出すること）</p>
⑤ 残土処分	<p>□構内敷きならし □場外搬出（片道運搬距離 約 km）</p>
⑥ 電子納品	<p>工事完成図書は、竣工図・施工図のCADデータ（JWW）及びPDFを格納。</p>
⑦ 諸手続	<p>工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。</p>
⑧ 消防届出書類	<p>消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備も含めるものとする。防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。</p>
⑨ 既設との取合い	<p>本工事施工に伴う既設設備の増設加工改造は、本工事とする。</p>
⑩ 既設設備の調査	<p>既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を来さないよう、現地工事着工前に十分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行うよう工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと。</p>
⑪ 工事中の保安管理	<p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡までの電気保安管理にかかわる費用は本工事に含まれる。</p>
⑫ 不当介入を受けた場合の措置	<p>暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱）を受けた場合の措置について</p> <p>（1）受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>（2）（1）により警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。</p> <p>（3）受注者は暴力団員等より不当介入を受けたことから工程が遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
⑬ 耐震基準	<p>耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版」（建設大臣官庁官庁営繕部監修）及び「建築設備新規格・施工指針（2005年版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。</p> <p>（1）局部固定法による建築設備機器の設置用標準水平震度（Ks）</p> <p>（2）地震係数は1.0とする。</p> <p>（3）自重が100kg以下の比較的軽量の機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）の取付については、取付下地を念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。</p> <p>（4）配管吊線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。</p> <p>（5）機器の耐震計算書を提出すること。 重量1kN（100kg）以上のアンカー取付機器 ※鉛直、変圧器類、発電設備及び制御盤類、燃料タンク等水櫃類、その他監督員が指示するもの。</p>
⑭ 施工	<p>（1）塗装 ・ 指定色で2回塗りとする。 金属管、2種金属線ぴ、吊りボルト、支持具等銅板製（SUS、溶融亜鉛メッキ、樹脂塗装を除く）は原則として塗装を施すこと。</p> <p>（2）行先表示等 ・ 分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。</p> <p>（3）セーレータ ・ 分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセーレータを取り付けること。</p> <p>（4）保護キャップ等 ・ レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ（おおよそ2m以下）にある場合は保護キャップを取り付けること。</p> <p>（5）躯体を貫通する場合、鉄筋架設機等を使用し、鉄筋を切断しないよう施工すること。</p> <p>（6）地中埋設工には、埋設表示板・シートを布設すること。</p> <p>（7）防火区画画は国土交通大臣認定工法にて防火区画処理を行うこと。</p>

項目	特記事項
⑮ その他	<p>（1）使用機械 ・ 低騒音型、低振動型の建設機械の使用を努めること。</p> <p>（2）測定機器の校正記録 ・ 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。</p> <p>（3）設計図書上示すメーカー型番・姿図等は参考とする。</p>

工事単位別	
電力設備	<p>工事範囲 <input checked="" type="radio"/> 配管 <input checked="" type="radio"/> 配線 <input checked="" type="radio"/> 機器取付 <input type="radio"/> 引込 <input type="radio"/> 引込み工事負担金 <input checked="" type="radio"/> 動力機器の試運転調整</p> <p>電気方式 <input checked="" type="radio"/> 3φ3W 210 V 60Hz <input type="radio"/> 1φ3W 210/105 V 60Hz</p> <p>盤架形式 <input type="radio"/> 埋込み型 <input checked="" type="radio"/> 露出型 <input type="radio"/> 民間仕様</p> <p>制御方式 <input type="radio"/> 警報盤 <input type="radio"/> 遠方操作盤 <input checked="" type="radio"/> 現地盤による操作 <input type="radio"/> 中央監視盤による操作</p>
	<p>工事範囲 <input checked="" type="radio"/> 配管 <input checked="" type="radio"/> 配線 <input checked="" type="radio"/> 機器取付</p> <p>配線器具 <input type="radio"/> 特別なものを除き大角型とする</p> <p>プレート <input checked="" type="radio"/> 新金属 <input type="radio"/> ステンレス <input type="radio"/> フルカラー（ ）</p> <p>照明器具 <input type="radio"/> 蛍光灯の20W以上、HI D器具の安定器は何れも省電力型を優先とする。 <input type="radio"/> バイブ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。</p> <p>照度測定 <input type="radio"/> 行う（各居室 3ポイント） <input type="radio"/> 行わない</p>
	<p>工事範囲 <input checked="" type="radio"/> 配管 <input checked="" type="radio"/> 配線 <input checked="" type="radio"/> 機器取付 <input type="radio"/> 消防立ち合い試験 <input checked="" type="radio"/> 感知器の移設</p> <p>受信機 P型 級 回線 <input type="radio"/> 単独 <input type="radio"/> 複合型（防火扉 回線+ガス漏れ 回線）</p> <p>発信機 <input type="radio"/> 総合盤 <input type="radio"/> 単独 <input type="radio"/> 埋込型 <input type="radio"/> 露出型</p> <p>ガス漏れ警報設備 <input type="radio"/> 単独 <input type="radio"/> 複合型 <input type="radio"/> LPGガス <input type="radio"/> 都市ガス</p> <p>その他</p>

電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類（エコ電線・ケーブルを優先使用）	一般電線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	●JIS規格適合品 ●JCS（日本電線工業会規格）規格適合品
		上記以外の一般電線工事に使用するもの	●JIS規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	●登録認定機関（（社）電線総合技術センター）または指定認定機関（（社）日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または認定されたもの ●（社）日本電線工業会より自主認定（評定）されたもの
電線保護管類	金属管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般電線工事に使用するもの	●JIS規格適合品 ●JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
		一般電線工事に使用するもの	●JIS規格適合品 ●JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般電線工事に使用するもの	●JIS規格適合品 ●JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具（省エネ型を優先使用）		●JIS規格適合品 ●（社）日本照明器具工業会標準（JILL規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電盤、実験盤		●JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災検知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		●登録認定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの

注 ・ 「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づき適合の表示（製品・包装の外表面、容器の外表面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書等の添付）のあるものをいう。

・ 「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性評価事業 設備機材等評価名簿（電気設備機材機械設備機材）」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合のみ有効とする。

・ 「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

・ 特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

特記事項	変更事項	日付	19.05.07	名称	中瀬小学校他2校 新給食センター配送校給食室改修工事（令和1年夏工事）	図面番号	E-01
		検印		規格	共通	冊数	A3版 NONE A2版 NONE
		製印		冊数	電気設備工事 特記仕様書	検印	

